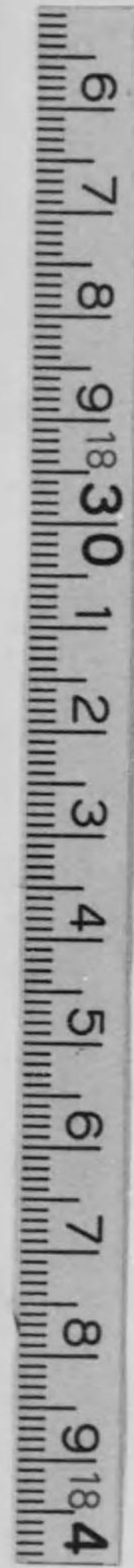


275.5
3



始



ト25L-79

275.5-3

眞田幸憲著

國民教育の本領

東京 目黒書店 文昌閣 合梓

大正
1.11.7
内交

在位四十有五年の天下を統治し、同胞六千萬の赤子を
撫育し給ひ、吾等臣民が、

現神として崇め、

國父として仰ぎ奉りし

明治天皇陛下は、溘然として崩御し給ひぬ。

始め御病大漸の報傳はるや、朝野震駭驚動、神に告げ佛
に訴へ、以て聖壽の無疆を禱り奉り、人々、心竊に謂らく、
先帝の天祐を負ひ神助を荷ひ給へると、臣民の烈日を
貫き秋霜を凌ぐの微衷とは、必ずや、御惱平癒あらせら
るるの期あらんと念ひ奉りしを、一朝登遐、四海遏密の
日に遇ふ。國民上下を擧げて、號天哭地、眞に、考妣を喪
ふ如し。

恭しく惟みるに、

二

先帝 天資聰明英武にましまして、國歩の艱難に際し、大統の繼承に膺り、復古の大業を建て、維新の宏謨を定め給ひ、封建を廢し、郡縣を置き、憲法を制し、國會を設け、内は、文化を昌にし、武備を整へて、以て、皇國の鴻基を鞏くし、外は、國權を張り、和親を惇しうして、以て、福利を共にせさせ給ひ、國土は益々擴張せられ、國威は益々發揚し、國運は益々發展するに至れり。盛徳大業眞に古今に匹なく、東西に倫を絶す。

其の大御心を、文教の振興、學術の獎勵に注がせ給ふの厚き、夙に、學制を敷き、屢々學校に幸し給ひつ。また特に、教育に關する勅語を下し賜ひて、國家教育の基礎、國

民道德の本源を示させ給へり。日露戰役の際にも、東京帝國大學の卒業式に親臨せられ、戰時といへども、教育の事は、一日も忽にすべからずとの御沙汰を賜はり、又昨四十四年には、御名代として

皇太子殿下を、東京高等師範學校に、差遣し給ひて、教育御獎勵の御沙汰を賜へるを拜承するも、いかに、

先帝が大御心をこゝに注がせ給ひしかを仰ぎ奉るべきになむ。此を以て、教育の普及、學術の勃興、文化の進歩、萬古に冠絶し、萬民聖代の恩澤に浴せざるものなし。特に、去る七月十日、御惱を推して、東京帝國大學に幸し給へることは、萬民の恐懼措く能はざる所にして、御聖意を察し奉れば、只管感泣の外を覺えまつらぬなり。

三

先帝資性剛健嚴明、萬機を總攬し、夙夜懈らせられず、其の事を處する周密、其の事を斷ずる果決、賢良を擧げ、剛直を嘉し、諫に従ふこと流るゝが如く、御躬ら持し給ふこと謹嚴に、御躬ら奉ぜさせ給ふこと儉素に在せり。而も、其の御仁德に富ませ給へるは、萬機の御政務の御暇に、ものしたまへる幾多の御製を拜し奉り、又嘗て、寒夜一兵卒の服を召し給ひて、遠征士卒の勞苦をしのばせ給ひし御事蹟を承りても、其の一端を窺ひ奉ることを得べし。又忠孝節義の士を旌表し給ひて、臣民の龜鑑を示され、

皇祖皇宗に對し奉り、孝敬を申へさせ給ひて、崇祖敬神の範を萬民に垂れさせ給へり。御聖德の崇高なる、御聖

恩の偉大なる、其の一端をだに記し奉らんこと難し。之を仰げば、愈高し。

嗚呼、生を明治の聖代に享け、無量の皇恩に浴し奉りし六千萬の赤子、何を以て、皇恩の萬一に酬い奉ることを得べきか。

允文允武なる

今上陛下、哀痛罔極の中に、大統を繼承せさせ給ひ、元を大正と改め、其の七月三十一日、左の彝訓を垂れさせ給ふ。朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラスアルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
願フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政

六
ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖
訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備
爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其盛德鴻業萬民具ニ
仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ
朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス宗祖
ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコ
ト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス有
司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和
衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕力意ヲ體シ朕
カ事ヲ獎順セヨ

は、以て、
先帝の聖恩に酬い奉り、一は、以て、
今上陛下の聖旨に副ひ奉らんことを期せざるべからず。

大正元年八月
微 臣 眞 田 幸 憲 謹 識

緒言

一、余は、我國民教育は、我帝國に行はるゝ、諸般教育の根軸となり。其振否は、帝國の盛衰と、密接なる關係を有するものなることを信ず。而して、我國民教育には、自ら、其本領なかるべからず。淺學、當らずと雖も、敢て、本書を著はし、之を、國民教育の本領と名づけ、以て、平素、懷抱する卑見を吐露す。

一、國民教育の任に當る者は、常に、斯道に於て、其體を得用を誤らず、體用兩ながら、完きや否やにつきて、三省せざるべからず。本書の期する所は、其體に就き、余の所信を述ぶるにあり。故に、本書は、僅に、國民教育の序論た

るに過ぎざるなり。

一、本書の腹案は、余の職を、廣島高等師範學校に奉ぜし當時既に成り、爾來、各地の講習會、教育會等の聘に應じて、梗概を講ぜしことも尠しとせず。而して、材料を整理し、之を公にせんことを期せしが、公務に追はれ、特に、一昨年十一月、奈良女子高等師範學校に兼勤し、昨年三月、同校専務となりしより、更に、公務繁多となり、事意の如くならざりき。昨年、夏期休業中、僅に、小閑を得、新材料を蒐集し、稿を起し、本年八月、前年の跡を襲ぎ、補正改竄を加へ、漸く、之を完成するに至れり。統計材料の如き、其新しきを得難きものは、今年の儘、之を存せるもの、之なきに非ず。

一、本書に述ぶる余の思想は、廣島高等師範學校在職中、先輩同僚の暗示に基けるもの尠しとせず。又、大隈伯爵の國民讀本、故西村博士、加藤、穗積、井上、田尻、有賀の諸博士其他名士の道德、政治、經濟等に關する高見は、直接之を參考して、多大の裨益を得たり。時事新報は、余の愛讀するものなるが、經濟上の統計材料は、同紙に負ふ所多し、茲に感謝の意を表す。

一、本書は、現在及將來、直接國民教育に従事する人の爲、多少の參考となり、又直接教育に従事せざる、社會有志の目に觸れ、國民教育は、經國の大業たりとの感を強むることを得んか、誠に、余の本懐とする所なり。又若し、幸にして、識者の高教を辱うするを得ば、余の光榮之に

緒言
過ぎざるなり。

四

大正元年八月

寧樂に於て

著者誌

國民教育の本領

目次

第一章 總論……………一

教育の本 國民教育とは何ぞ 國民教育は教育の根軸なり 國民教育の振興 國民教育の大方針 國民教育の眼目 國民

第二章 國民教育は、國家の特色を基とすべし……………九

國家の特色ある所以 國體とは何ぞ、建國の聖詔、帝國憲法第一條、藤田東湖の言 國體と國民教育

第三章 國民教育は、國民性を基とすべし……………一五

目次

國家成立の要素 國民性とは何ぞ、國民性の形成、國民性の外部表現 我國民性と民族の成分、我國民性の成立及其特質
國民性と國民生活 國民性と國民教育

第四章 國民教育は、國民道德に重を置くべし。……三五

國民道德とは何ぞ 我家の觀念と國民道德 我國の觀念と國民道德 我國民道德一貫の思想、崇祖敬神、忠孝一本
國民道德と國民教育

第五章 國民教育は、國運の發展に留意すべし。……三〇

國民の活動と國運の發展 國民活動の種類 國運發展の事蹟 國運發展と國民教育、(一)國民の自覺喚起、(二)祖先に對する報恩の念養成、(三)現代の幸福理解、(四)舉國一致の精神養成、(五)御聖德を仰がしむること

第六章 國民教育は、時勢の要求を顧慮すべし。……四三

時勢と國家の活動 時勢と國民教育 時勢とは何ぞ
國民教育の保守的方面及進歩的方面 時勢の要求

第一節 時勢は國民に經濟的活動を要求す。……四七

國家と實力 實力とは何ぞ 我國の實力、國民の所得國費、市町村費、地方費、我國富と負擔 人口増加 國民のとるべき途、外國貿易、生業の狀態、農業、養蠶業、紡績業、織物業、工業、鑛業
時勢の要求と國民教育

第二節 時勢は、國民に立憲的活動を要求す。……七一

政治活動 明治維新以來政治狀態の變遷、國是、皇室典範、帝國憲法の御制定、帝國議會の開設、帝國法典の制定 政治的生活
今昔の變化 立憲的活動と國民教育

第三節 國民教育は、現代の文化に適應せんことを要

求す……………九

文化とは何ぞ、文化の二別 文化の進歩 近世文化の進

歩と自然科学 我國文化の進歩、我國自然科学の進歩

文化の進歩と國民教育

第七章 戊申詔書と國民教育……………九〇

戊申詔書 戊申詔書下賜當時の國狀 戊申詔書と釋義

國家の行爲 戊申詔書と國家の行爲

(一) 戊申詔書は、治國の要道を示し給ふ 外交の要道 内

治の要道 國運發展の本 聖旨奉體

(二) 戊申詔書は、國家的道德を示し給ふ 國家の本務、對自己の

務、國民對國家の務、國家對國民の務、國家對他國家の務 戊申

詔書と國家的道德 爲政者及一般國民心得、教育者心得

第八章 結 論……………九八

約説一 約説二 國民教育の要求と學校教育、實行的活動的

人物の養成、教授、訓育 國民教育者

附 録

國民的理想と國民教育……………二九

如何なる國民を作るべき乎……………三五

教育と經濟……………一五〇

攻撃精神……………一六四

目 次 終

國民教育の本領

眞田幸憲著

第一章 總論

吾人教育者は、日常子弟を教育するに當り、第一に、念頭に置きて忘るべからざること、吾人の教ふる子弟は、將來、大日本帝國の國民たり、我帝國は、此等國民の實力によりて、維持經營せらるべきものなること、之なり。而して、之れ實に、教育の本なりとす。

吾人の、日常行ふ所の教育作用、其種類尠しとせず。而して、其作用は、自躰價值あるに非ずして、皆其本を達せんが爲にとるべき途として、價值を有す。

所謂本立ちて途生ず。吾人は、本末輕重を辨じて、其任に當らざるべからず。吾人のなすべきものは、空漠平等なる人類教育に非ず。現實をはなれたる理想的抽象的人物の教育にも非ず。實世間をはなれたる出世間の教育にも非ずして、大日本帝國の國民を養成せんとするものなり。即ち、生を斯國土に受け、皇恩に浴し、現實に生活すべき、第二の國民を養成せんとするものなり。平等抽象的人物の教育、普遍的的目的是、學者、所謂國境を眼中に置くことなく、主觀的、思辨的に之を定むることを得べし。出世間の教育は、必ずしも、國民の生活を顧慮するの要なかるべし。しかるに、吾人のなすべき教育は、第二の國民を養成せんとするものなり。祖先以來、形成せる、我國家と稱する社會組織の中に生れ、現實に生活するものを教育すべきが故に、其目的は、我國民生活に關係なき、海外の教育學者又は宗教家の定むべきものに非ずして、國民自ら之を定め、自ら之を實行せざるべからず。教育學説は、いかに變遷し、新主義、歲々生ずとも、吾人のなすべき教育の對象物は、國民たるべきことは、不變不易なり。學としては、主觀的に、種々のことを考ふることを

を得べしと雖ども、事實としては、客觀的に動かすべからざるもの存す。吾人は、此本に立たざるべからず。

我國、歐米の學術を輸入せしより、教育上、新學説新主義の輸入せらるゝもの尠しとせず。而して、一たび、新主義新學説の唱導せらるゝや、天下は、翕然として、之を謳歌し、從來の主義主張を捨つること、敝屣も當ならざる觀なきに非ず。抑も、日進學術の進歩に伴ひ、方法は、日に新なるを要すべく、目的と雖ども、其副貳的のものに至りては、時勢の進運に伴ひ、變改の要ある場合もあるべしと雖ども、吾人のなすべき教育の本體は、教育學の目的に非ず、學者の一家言に非ずして、我國家我國民の歴史の成跡に鑑み、現在及將來の生活を顧慮して、定めらるべきものにして、古今一貫の精神を基とせざるべからず。殆んど、朝令幕改、海外の教育主義に動かされて、其主義を異にするは、豈夫れ、大國民の面目ならんや。

吾人のなすべき教育とは何ぞ。國民教育之なり。國民教育とは、一言之を蔽はば、國民たる資格に伴ふ教育の義なり。我國家を永遠に存續し、我國

我民族の發展を圖るがたる爲に、之を行ふを以て、其本領となす。

抑も、國家の存在する以上は、其國家の存在すべき意義なかるべからず。國運時に盛衰あり。國民は、絶えず、生死相繼ぐとは云へ、古今を一貫し、永遠に傳ふべき精神なかるべからず。而して、之を失ふとなくんば、國家は、永遠に其生命を保持し、其存在の意義を、永久に持續することを得べきなり。此を以て、何れの國家と雖ども、其生命を持續し、其存續を確保し、且國運の發展を期せんがために、現代國民を指導し、未來の國民を誘導する途を講せざるなし。國民教育なるものは、以上の期圖を達せんがために、國家國民のそれ一方途にして、國家民族の盛衰興亡と、重大の關係を有するものなりとす。國家の精神は、本と、建國の體制に基き、特種の資性を有する國民の總合的精神なり。歴史的遺産なり。而して、總合的精神なるが故に、國民は、個々の精神に於ては、皆同じからざる點もありと雖ども、此總合的精神を作るに必要なる共通性なかるべからず。此共通性を將來の國民に附與し、歴史的精神的遺産を次代の國民たるべきものに傳授せんとするは、之れ實に、國民教

育の務めんとする所なり。しかのみならず、國家は、現在及將來に於て、其生活を營まんがためには、國家を組成する一要素たるべき國民個々のものをして、其生活に耐ふるだけの能力を有せしめざるべからず。即ち、國民の身體、德行、知力、才能をして、尠くとも、國家の生活を維持するに、必要なるだけの能を得しめざるべからず。之れ、國家の教育を受くべきことを、或程度まで、國民に強制する所以なりとす。此の如く、國民教育は、一面、國家の成立を確保する必要上、之を國民に要求し、因て以て、國家の存續、國運の發展を完うすることを得べし。しかも、他の一面に於て、國民は、個人として、其身體を健全ならしめ、知徳を修養し、日常生活に必須なる知能を授けらるゝことを得。結局、國家と個人と共に、利する所あるに至るべし。

學者は、研究の便宜上、教育を別ちて、普通教育、特種教育、専門教育等となすことあり。しかるに、世には、其差別點にのみ着目し、國民教育は、普通教育に於てのみ行はるべきものにして、特種教育、専門教育に於ては、之を包含するものに非ずと考ふるものなきに非ざるが如し。吾人の見る所を以てせば、

國民教育は
教育の根軸
なり

之れ明に誤謬にして、各種の教育を通じて、其根軸たるべきものは、國民教育ならざるべからずと信ず。本より、専門の學術は、一國の専有すべきものに非ず。眞理には國境なく、學術運用の範圍は、單に國家の領土に限れるに非ざるべし。眞理の爲め、學術の爲め、之を専攻する意義に於ては、國民的意義なしといふことを得べしと雖ども、如何なる場合に於ても、國民たる觀念を離れ、國民として必要な修養を與ふることを閑却すべきに非ず。之を他の場合に就きて、考ふるに、いかに、知能の教育なりとて、被教育者の身體、徳行に關する教育を顧みずして、可なりとなすことを得ざるが如く、専門教育なればとて、其中に國民教育の觀念なしと考ふるは、極て不合理なりと云ふべし。況んや、専門の學術を修むるものは、之を運用して、國家の進運、國民の福利を増進すべき責あるに於てをや。

特に、普通教育は、國民教育のために施さるべき教育なり。兒童生徒の身體を養護鍛練し、其知能を啓發し、其徳性を涵養する所以、畢竟、完全なる國民に須要なる條件を具備せしめんとするにあるのみ。完全なる國民は、本よ

主要の部

人類を養育、進歩せしめ、はた
さるべき事、國民教育の
中に、他の人種を養育せしめ、
一邦分とせしむる事あり、

社会組織、國民教育の最も重要な
要素であり、地理的にいへば、
世界各國、國民教育の進歩は、
社会的には、國民教育の進歩
と共に、最大なる組織であらう。

り、完全なる人類たるべし。敬虔心厚き人たることも可なり。彼の人類教育、道徳教育、宗教教育等と國民教育とを並べ擧ぐることにあればとて、國民たる關係を離れて、單に人類となり、一宗教の信者として行動する場合あるを認めて、各別々に、適當なる教育を施さんとするものに非ず。吾人は、常に、同時に、國民たり、人類たるは云ふ迄もなく、特種の宗教を信する國民たることをも得べし。場合により、國民の關係を離れて、事實上、單に人類たり、單に一宗教の信者として、行動することを得べきものに非ず。故に、各種の名目あればとて、之れ畢竟、國民教育に必要な、各方面の事項を擧げたるに過ぎずして。其總念は、常に國民教育ならざるべからず。但し、道徳教育、國民教育など、列擧する場合に於ける國民教育とは、極て、狹義に用ひられたるものと見るべし。

國民教育の意義、實に前述せるが如し。今日世界各國は、競うて、其國勢の發展を期し、國民の福利を増進せんことを望むこと切なるが爲に、何れも、國民教育の振興に重を置き、之によりて、以て、其希望を達せんことを努めざる

なき、又偶然に非すと云ふべし。我國の如き、最近四十年間に於て、國家の基礎益々強固に、國運の發展、年と共に盛なるものあるは、誠に喜ぶべき現象なりと雖ども、列國競争の激甚なる、時勢の年と共に新なる現狀に鑑み、益々國民教育の振興を計らざるべからざるは、茲に詳述するの要なかるべし。

明治の大御世をしらしめし給ひし 明治天皇は、深く、大御心を國民教育にそゝがせ給ひ、明治二十三年十月三十日、畏くも、教育に關する勅語を下し賜ひて、我國民教育の大主義大方針を示させ給へり。我國民教育の據るべき大主義大方針は、炳として明なり。吾人は、唯一途に、之に向て進み、其御趣旨を貫徹せんことを期せざるべからず。教育學說の如何、宗教上の信仰如何を問はず。吾人は、此信念を以て、國民教育の任に當らざるべからず。

大主義大方針に示させ給ふ、御趣旨に副ひ奉らんが爲には、種々の方面を顧慮せざるべからず。余は、左記五項を挙げ、此點に留意し、國民教育を施さば、聖旨の一端に副ひ奉ることを得べしと信ず。

一、國民教育は、國家の特色を基とすべし。

國民教育の
方針

國民教育の
眼目

國家の特色
ある所以

- 二、國民教育は、國民性を基とすべし。
 - 三、國民教育は、國民道德に重を置くべし。
 - 四、國民教育は、國運の發展に留意すべし。
 - 五、國民教育は、時勢の要求を顧慮すべし。
- 以下、章を追ひ、各項に就きて、詳述する所あらんとす。

第二章 國民教育は、國家の特色を 基とすべし。

前既に云へるが如く、一國家の存在する以上は、古今を一貫する精神あり、其存在の意義なかるべからず。而して、其精神、其意義なるものは、國によりて、各異なるが故に、こゝに、國家は、各別に存在するに至り、各特色を有するに至るべし。

一國家と、他國家とは、諸方面より之を見る時は、其特色とする所種々あるべしと雖とも、根本的に、一國家と他國家とを區別する、最大原則は、實に、其國

の有する國體なりと云ふべし。國體は、其國家の精神を統一する原則となり、其國家の存在を意味あらしむる根本義たるべきものなれば、其原義の發動する所、諸般の事實上に特色を附するに至るべし。

或は曰く、國體とは、主權の所在を云ひ、政體とは、主權の行使を云ふと、主權の所在の特色ある所以、やがて、國家的精神を統一する原則となり、其國家存在の意義を明にするものなれば、語は異れど、義正に同じかるべし。

國體の意義を解く用語、其他、尙多かるべしと雖ども、要するに、國家と他國家とを區別する最大特色たることは、何人も認むる所なるべしと信ず。されば、國民教育に於ては、其眼目として、國民をして、我國體を理解せしめ、此大原則の下に、國民的生活を營むに適せしむることを努めざるべからず。

我國體とは、何ぞや。

葦原千五百秋瑞穂國、是吾子孫可王之地也。宣爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。

國體とは何ぞ

建國の聖詔

之れ實に、建國の聖詔にして、萬世不朽の原則なり。之を主權の所在なる語に適用すれば、主權の所在天孫にあるを明にし給ひ、皇基茲に定りし根本義なりとすべし。

故小中村清矩博士は「建國の聖詔」と題する論文中に、上世の朝廷には、御即位はさらなり、國家の重事を臣民に詔聞かせ給ふ時は、必ず高天原に坐す、高産靈尊、天照大御神の詔を以て、皇孫瓊々杵尊を、此豊葦原の中國に天降し給ひ、天壤無窮の皇基を定め給ひし、往古の大事業を、先づ初に陳述せさせ給ひ、次に、當要の事に及ぶを以て、常典とせさせ給へるは、建國の始末を明亮にし、皇祖の聖旨を詔述し給ふ大道にして、萬世不朽の禮典なるが故に、今之を建國の聖詔といふ云々

と云ひ、古來より、此聖詔の、如何に、重んぜられたるかを説述せられたることありき。按ずるに、臣民に、皇祖の聖旨を詔述し給ふは、之れ、我國體を明徴にし、以て、臣民の率由すべきことを知らしめ給ひしなるべし。而して、建國の

帝國憲法第一條

聖詔は、今や、帝國憲法の發布となりて、益々、其 聖旨の存する所、明なるに至れり。憲法第一條に曰く、

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

と、又以て、我主權の所在、我國體を知ることを得べし。

明治天皇の、憲法を發布し給ふや、之を、皇祖皇宗の靈に告げ給へり。其御告文中に宣はく、

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ照示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所トナシ外ハ以テ臣民冀贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ本基ヲ鞏固ニシ八洲生民ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス 惟フニ此レ皆

皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス

と

謹んで、案するに、憲法は、憲法の發布を待ちて、初て、成立したるに非ず。實

に之れ、祖宗の遺訓を明徴にせさせ給へるものなり。殊に、第一條に明示し給ふ主權の所在は、前述したるが如く、建國の聖詔を、條章として照示し給へるものなりと信ず。されば、我國體は、建國の初に、既に確立し、今日、之を憲法の中に、紹述し給へるものとなすべし。即ち、我國家の大原則なるものは、古今を一貫し、永久不變のものたることを知るべきなり。

藤田東湖の言

藤田東湖(弘道館述義中)は曰く、

古は、天皇を稱して、須明良美古登といひき。須明良の言たる、統御なり。

美古登の言たる尊稱なり。蓋し、宇内を統御する至尊といふが如し。又天業を稱して、阿麻都斐都岐といふ。阿麻都斐とは、天日なり。都岐とは、繼嗣なり。蓋し、必ず、日神の胤にして、然る後、皇緒を繼ぐべしといふなり。爾來、天日の嗣、世々、神器を奉じて、以て、萬姓に君臨し玉ふ、群神の胤、亦、其職を世々にし、以て、皇室を翹戴せり。是れ蓋し、神州の基を立てし大端なり。嗚呼、天祖、天孫、統を垂れ、業を創むる所以、巍乎として、それ大なり。乃ち寶祚の盛なる天壤と窮りなきは、豈偶然ならんや。

と、封建の世、人動もせば、幕府あるを知りて、朝廷あるを知らざりし時に於て、我主權の所在を知らしめ、國體を明にし、以て、世俗の蒙を啓けるは、至言と云ふべきのみならず、今日此言を參考せば、天皇 天日嗣の御語の意義を知り、以て、主權の所在を明にすることを得べし。

之を要するに、萬世一系の天皇、我國家を統治し給ふは、之れ、我國家の大原則なり。主權の所在、連綿として、天壤と共に極りなきは、實に之れ、我國體の特色にして、宇内萬國に冠絶する所以なり。

古來、吾等の祖先は、斯る國體の下に、國民的生活を營み、其特色を尊重し、忠君愛國の至誠を失ふことなかりしが故に、興亡變遷、常なき他國の間に介在して、建國以來二千五百有餘年間、儼然として、其獨立を維持し、國運年と共に隆盛に赴き、遂に、今日あるに及べり。我帝國の存續する所以、存續の意義、畢竟、此特色あるに外ならざるなり。されば、國民教育に於ては、國體を尊重し、其特色を自覺するの念を養成し、此原則の下に、國民的生活を營ましむる様、啓發誘導することを以て、第一義となさざるべからず。

第三章 國民教育は、國民性を基とすべし。

國家成立の要素を別ちて、三とす。主權、國民及國土之なり。其中に就き、主權の所在は、國體の別を生じ、國家の大原則となることは、前既に述べたるが如し。而して、此主權の下に、生活する國民の有する心情の一般的特質も亦、國民生活の諸方面に特色を呈するに至ることを忘るべからず。

國民の有する心情の一般的特質、之を稱して、國民性といふ。吾人は、尙審に、國民性の何たるかを、次に詳述せん。抑も、吾人、若し、九州又は東北地方を旅行して、試みに、其地方人民の容貌、骨格等を觀察せんか。各個人に就きて見れば、何人も、同一なるものなしと雖とも、綜合して、之を考ふれば、九州人には、九州的特色あり、東北人には、東北的特色の存することを認むることを得べし。之れ、或地方によりて、身體上共通の特質あるが故に外ならず。黄色人種、白色人種等の如く、大なる人種の區別をなす場合に於ても、其區別の根柢

とする所は、其人種の有する、身體的解剖的共通の特質にありとす。

一國民は、必ずしも、一人種のみに限らざるが故に、概して身體的特色のみに因りて、一國民と他國民とを區別するを得ざるべしと雖ども、其精神に於て、一國民と他國民とを區別することを得べし。植民地、保護國等の未だ全く同化せざるものを除き、少くとも、一國の本國民と、他國民とは、其政治組織、宗教、文學、技術、國語等、各趣を異にせり。而して、此の如き差別あるは、其根柢に於て、國民の心性上特質あるに因らざるべからず。本より、個人として、之を見る時は、其知的特性、情意の特質、一人として、同様なるもの之なかるべしと雖ども、國民全體として、之を見る時は、心理的に、或特質を共有するものあることを證することを得べし。國民性とは、畢竟、其國民の共有する、心理的要素を總合したるものにして、或國民として、限定せらるべき平均型 Average Type なりと云ふべし。

されば、我國民性とは、我日本民族の共有する、心理的要素を總合して、之に名けたるものにして、かゝる性情を有して、初て、之を、日本國民と稱すること

を得べし。

抑も、生物體を構成する一細胞の生命は、短しと雖ども、其集合體たる生物體の生命は、長きが如く、民族中の個人は、新陳代謝すと雖ども、民族は、永久の存續物即ち祖先及或時代に生活するもの、繼續的組成なり。されば、其民族の有する國民性なるものも亦、單に、現時代に於ける民族の專有組成する所に非ずして、過去に於ける祖先は、時代を追ひて、漸次に、之を形成し、以て之を後代に傳へ、吾人は、又之を子孫に傳ふべきものなりとす。故に、國民性なる觀念中には、過去及未來に亘りて、影響を受け、影響を與ふるものあることを知らざるべからず。而して、國民性は、全く不變のものに非ずして、時代に因りて、變化せらるゝ點なきに非ず。ルボン¹は曰く、民族の特性中には、恰も、動物の種の解剖的的特性の如く、不變の基本的特性存すると共に、又容易に變化せらるゝ副生的特性あり。環境、事情、教育、其他の要素に因りて、變化せらるゝ部分は、即ち後者なりと。されば、我民族の有する國民性も亦、祖先以來變化せざる部分あると共に、各種の事情によりて變化せられ、以て今日に及

び、又將來變化せらるゝ一部分あることをも考へざるべからず。

以上述べたる如く、國民性なるものは、其國民の共有する心的特質なり。心的作用は、各種の場合に應じて、千種萬様に作用するが故に、其特質も亦千種萬様に現はるゝは、自然の數なり。從て、具體的に、一々、國民性の種類を擧ぐることは、殆んど不可能の事たるを免れざるべし。されど、心的作用は、外部的に、發現して、何等かの形をとるが故に、其特質も亦外部的に發現するに至るべし。吾人は、其外部的發現に就き、之を考察し、以て、國民性の特質を知ることを得べし。ルボンルボンは、民族の心理的特質は、其民族の有する開化の種々なる要素中に現るゝものとし、其民族の國語、政治、理想、信仰、藝術、文學等の諸要素は、之を創成せし民族精神の外的表現なりとせり。又國民の歴史は、常に、國民の心状態に因りて規定せらるゝものにして、國史は、民族の心的組織の生出せる結果の記録と考ふることを得べし、されば、吾人は、民族精神を熟知する時は、民族の營める生活は、其心理的特性の生める、正規にして且必然の結果なることを知るべく、國民精神の特色は、國民生活の諸表現中に織込

まれ居ることを見るべし。特に、其政治組織に於て、國民的統括力の表現を知ることを得べしと云へり。氏の所説の如く、國民性は、開化の諸要素に表現するが故に、過去に於ける國民生活の記録、現代に於ける國民行動の諸般の事實に因り、其特質を考察せざるべからず。從て、國民性の表現する範圍頗る廣汎にして、一々其種類を擧げ盡さんこと、殆んど、不可能の事たるべし。世の國民性を説くもの、動もせば、單に、我國民の有する心的特質の、道德的對象物に對して、作用する場合の事實のみを擧げ、徳目の名を掲げて、以て、之を國民性の全體なりと解釋せんとする傾なきに非ず。吾人の見る所に因れば、之れ、狭義の解釋なりと云はざるべからず。本より、道德的特質は、今日迄、世の研究せるが如きものなるべく、又此特質は、道德以外に於ける諸般の國民生活と關聯せるものあるは、明なりと雖ども、之を以て直に、國民性の全體なりと云ふことを得べきに非ざるべし。國民性は、其國民の有する國語、宗教、文學、藝術、道德等、凡ての事實現象に現れ、其範圍頗る廣汎なるを知らざるべからず。

之を要するに、國民性は、其國民の共有する心的特質にして、其祖先は、時代を追ひて、漸次に之を形成し、以て現代に及び、現代國民は、之を後昆に傳ふるに至るべきものなり。而して、其國民性の表徴は、其國民の有する開化の諸要素、國民生活の諸般の現象中に就きて、之を知ることを得べく、其種類實に多様なりとす。

以上、國民性の一般的解説をなせり。我國民性も亦其成立、表徴等、以上説明の範圍を出でざるなり。されど、我國民性の成立に就き、特に知らざるべからざるは、我民族の成分なり。歴史上明なる如く、天照大神の嫡流を受け給へるを天孫といひ、民族の宗家たり。其長を天日嗣とす。天孫と同じ民種にして、支流の祖神の系統を承け、天孫と共に、此國土に降來したるもの、之を天神といふ。天孫より、早く、此國土に移り、天孫の降臨し給ふに及んで、宗家に服従するに至りしもの、之を地祇といふ。我民族は、實に、天孫天神地祇の系統、相岐れ、相傳へて、今日に及べるものにして、天孫を宗家として成立する家族の擴張したるものに外ならざるなり。本より、上古と雖ども、或は、穴

我國民性と
民族との成
分

居の民の如く、梟帥の如く、種族の異なるものなきに非ざりしとはいへ、幾多の年月を經過する間に於て、自然に、我日本民族の同化する所となり、今や、其心的特質に於て、其別を見ること難し。最近、國勢の發展せる結果として、臺灣を獲得し、韓國を併合する等、同一民族に非ざるものを、國民の成分として包含するに至れりといへども、其本體たり、中心たるべき民族は、實に一なることは、又之れ、我國の特色にして、國民性の特質發現の上に、他と、其揆を異にするものあることを忘るべからざるなり。

ルボンによれば、民族精神の完成するや、徐々にして、初には、家族、次に村落、都市、次に一地方に及び、比較的近代に於て、國民全體に瀰漫するに至れり。本國なる精神の形成せらるゝは、最後の段階にありと。しかるに、我民族に於ては、國家は、家族の結合擴張せられたるものと見るべきが故に、上古、宗家を中心として成立せる家族の精神は、今日、我民族精神として、國民の有するものと、其根柢に於て、異なるものなし。同一民族によりて成立せざる國家にありては、家族の結合精神に端を發し、其言語、信仰、文學、技術等、相互に影響し、

我國民性の
成立及其特
質

融合して、漸次に、部落地方の結合的精神を作り、やがて、其屬する國家なる觀念を作り、國民的精神成立するに至るべしと雖とも、我國の如きは、家族的精神は、國民的精神となり、國家は家族の擴張したる觀あるが故に、國民性完成の經路に於ても、趣を異にするものありと云はざるべからず。加ふるに、國民性は、其民族の生存する環境に因りて、影響を受くることを免れざるものなるに、我國の地理的位置は、國民性の不變的要素を、確實に保留せしむることを得しむるに與りて、力ありしが故に、能く、其特質を保持することを得るの便を得たり。

斯の如くにして、我國國民性は成立し、其特質を維持し來れり。而して、祖先の生活は、此特質を歴史的事實に表現し、現代の國民、之を繼承して、其特質を、國民的生活の事實に表現しつゝあり。以て、之を後代に傳へんとす。本より、國民生活の形式は、時代に因り、多少趣を異にし、國民性の變化的要素は、昔日と異なる點もあるべしと雖ども、其真髓に於ては、異なる所なしと云ふべし。されば、過去現在及未來に於ける、國民生活の諸事實現象は、到底、國民性を離

れて、之を解釋することを得ざるべく、現時、吾人の營む國民的生活は、國民性の規定する所を免れざるなり。

若し夫れ、民族の生活は、國民性に規定せらるゝことなく、其開化の諸要素、即ち、國語、政治、文學、宗教、藝術等、全く、古に比し別種のものを生むに至りしとせば、之れ其民族の集合精神の一變したるものにして、換言せば、其民族の滅亡を意味するものならざるべからず。故に、吾人は、民族の生命を持續せんがためには、飽迄も、其國民性の特質を保留し、祖先子孫と共に、繼續的生活を營まんことを期せざるべからず。

斯く述べ來れば、國民教育に於ては、國民性を基とせざるべからざる理由、自ら明なるものあるべし。國民教育は、國家の特色に應じ、國民的生活を營むべき能を附與し、其屬する國家の獨立を維持し、國運の發展を計るがために、之を施すものなりとせば、其國民生活の心的特質を會得せしめ、其特質を失ふことなく、其美點を發揮せしむること、極めて、必要なるは云ふを要せざるべし。而して、國民性を離れて、歴史を語り、又現代の國民的生活を説かんこ

とは、不可能の事なるべく、祖先、吾人及子孫の繼續的生活は、國民性を連鎖として、初て、之を完うすることを得べきが故に、國民教育に於ては、國民性を基とすることに因り、能く、我國民の生命を永久に持續せしむる念を養ふことを得べし。

願れば、最近二三十年間、我民族生活に影響を及ぼすべき環境の事情、昔日と同じからざるものあり。傳來的思想感情にして、我國民性と相容れざるものも之なきに非ず、此際、國民教育の任に當る者は、益々、確實に、基本的特性を保持し、其美點を發揮せしむることを努め、所謂、副生的特性は、時勢と共に、適當なる變化を加へざるべからず。幼時より、海外に於てのみ生活したるもの、或は、海外諸國の思潮のみに親しみて、我國固有の思想に觸るゝ機會を缺ける教育を受けたるもの、往々、國民的感想を缺如せるものあるを見ても、國民教育に於ては、國民性を啓培することの極て、必要なること、自ら明なりとす。

第四章 國民教育は、國民道德に重 を置くべし。

道德教育の教育上必要なるは、茲に論述するを要せざれど、特に、國民教育は、國民道德に重を置かざるべからざる點に就ては、一言せざるべからざるものあり。

先づ云ふべきは、國民道德の意義なり。抑も吾人の道德的存在の關係より見れば、何人も、自己に對する義務、家族に對する義務、國家に對する義務、社會に對する義務を有せざるなし。中に就き、國民は、國家の一員として、君に忠に、其國を愛し、國民相互に本分を盡すべきは、國民的生活を營むもの、一日も忘るべからざる責務にして、國民道德なる語は、斯場合の意義に於て、之を用ふることあるべし。之れ本より、國民道德なりと云ふことを得べしと雖ども、其意義的確なりと稱することを得ざるなり。

吾人は、國民の有する、特色ある一切の道德、之を稱して、國民的道德と云は

國民道德とは何ぞ

んと欲す。抑も、道德は、其根原に於て、不變不易のものあり。其一般形式に於て、古今東西異なることなしといへども、又時代により、國を異にするによりて、各特色を帯ぶるに至るものもあるべし。例へば、親に對して孝を盡すべきことは、不變の道なりと雖ども、其孝道なるものは、國によりて、趣を異にし時代によりても、其發現の法式、自ら異なるものがあるが如し。

穂積博士は、國民道德とは、國民たる資格に伴ふ道德の意味なりとし、國民道德は、人間の國といひ、家といふ共同生活を爲して、其共同の目的を遂ぐる爲めに必要な要件を指示したるものなれば、我國民道德の觀念は、我國及家の觀念を離るべからざるものにして、之れ、國民道德の各國に於て特色ある所以なりとせられたるは、至言といふべし。

抑も、人類の社會的生活の單位は、家なり。家の組織を異にするに従ひ、其風俗も亦自ら異り、其中に行はるゝ道德も亦、特色を有するに至るべし。我民族の構成する家なる組織は、所謂家族制度なり。即ち、家長によりて統率せらるゝ親族團體なり。家長とは、祖先の位靈を代表し、一家を統率保護し、

祖先の祭祀を主宰し、一家の發展に努むべき任務を有するものなり。先祖の位靈は、永遠に傳ふべきものにして、之を代表する人は、生死相繼ぐとは云へ、其家の精髓たるべき位靈は、不變なり。故に家に於ける吾の現在、は、單に現的存在に非ずして、遠く、祖先に關係し、將來に於て、子孫に關係す。此の如きは、實に、我家族制度の特質にして、現在歐米の家なる觀念に存せざる所のものなりとす。従て、家を基として、行はるゝ道德には、他の國に見ることを得ざる一大特色を有するに至る。

人類の構成する社會生活の組織として、最も發達せるものは、國家の組織なり。此國家組織は、又民族によりて、之を異にする點あるが故に、之に伴ふ道德も亦自ら國によりて特色を有するに至る。我國民は、他の民族を混ざること少く、殆んど、同一民族より成り、其團結鞏固にして、其統治の主權は、萬世一系の天皇にあり。他に比類なき國體を有することは、既に、前に述べたるが如し。

斯の如く、家といひ、國といふ組織の異なるが爲に、茲に、我國民道德は、一大特

崇祖敬神

色を生ずるに至れり。而して、此特色は、道德上諸般の事實に發現するものなるが、之を一貫するものは、崇祖敬神、忠孝一本の二大思想なり。

崇祖敬神の思想は、一面人情の自然にして、一面我家國の特種なる組織に基きて生ずるものなり。抑も、人の父母を敬愛するは、自然の情なり。父母の父母に遡り、其祖先を思ひ、報本の情を生ずるは、例令、厚薄の別こそあれ。又東西自然の情なりといふべし。しかるに、我民族にありては、家の中心となるものは、常に、祖先の位靈なり。子孫たるものは、其血統を繼續し、位靈を代表する家長を仰ぎ、位靈、常に「如在」との感を以て生活す。故に、自己は祖先の靈の保護を受け、又祖先の靈を擁護するの覺悟を以て生活す。此の如きは、實に、之れ、我民族の歴史的信仰なりとす。しかのみならず、吾人は、單に、自己の家の祖先を崇拜するに止るものに非ずして、此心は、我民族の始祖を崇拜し奉ることゝなるべし。即ち、畏くも、我民族の始祖に亘らせ給ふは、皇室の御祖先なり。而して、皇位は、天祖の御位なれば、崇祖敬神の至情は、皇祖皇宗を崇拜し奉り、皇位に對し奉りては、神聖にして侵すべからざるものなり

忠孝一本

と確信するに至る。

忠孝一本の思想も亦、我國民道德の特色なり。既に、前述したるが如く、家國の組織に於て、特色を有するが故に、父母に對するの孝は、其代表する祖先の位靈に對する孝となり、皇位に對し奉りて、忠なるは、皇祖皇宗に對し奉りて、忠なる所以なり。而して、我民族は、其本を一にし、仰ぎて以て、宗家とし奉り、一大家族の中心とし奉るべきは、天皇及其御祖先なれば、忠孝は、其歸趣を一にすと云ふべし。個々の家としても、家族制度により、國としても、同一民族の結合せる一大家族制度によりて成立する我國にして、初て、此の如き特色を有することを得べく、決して、他に類似を求むることを得ざるなり。

崇祖敬神及忠孝一本は、實に、我國民道德の精髓なり。此思想を永遠に維持し、之を失ふことなくして、我民族の結合鞏固に、其組織する社會の成立安固なることを得べし。時代は、幾多の新なる思想を輸入し、社會の進歩は、道德の形式内容に於て、必ずしも、從來の儘にては、之を實行し得られざる場合も之なきに非ざることあるべし。しかれども、建國以來、我家と國とを組織

國民道德と
國民教育

し來れる根本思想は、民族の絶滅せざる限り、永遠に之を失ふことなきを期し、國民教育の任に當るものは、其體を守りて、其用を誤らざることを務めざるべからず。

國運發展の結果は、こゝに、異種民族をも併合するに至れり。遠き將來に於て、完全なる同化行はるゝことを得とせば、可なりと雖ども、現在に於て、異種民族に對しては、根本的の二大思想の下に、國民道德に關する思想を附與せんことは、到底不可能のことなるべければ、本國民は、國民全體の中堅となり、核となり、國民道德の精髓を失ふことなくば、茲に、異民族を以て、成れる國家の基礎益々鞏固に、其同化も亦之を達すること、或點まで、容易なるものあるべし。我本國民の教育に當るもの、益々、國民道德の特色を發揮し、以て、國家成立の基礎を強固確實ならしむることに努力せざるべからず。

第五章 國民教育は、國運の發展に

留意すべし。

國家には、集合精神あり。其精神の作用する所、活動となりて表現す。而して、其活動旺盛なる跡は、之を、國運發展の事實に見ることを得べし。國家に、生々たる精神あれば、其活動の方面廣く、其活動量大なるべく、從て、國運隆々として、勃興するに至るべし。

國家の活動は、國民の活動なり。國家精神の旺盛なるは、國民個々の精神の旺盛なるがためなり。されば、國運の發展は、畢竟するに、其國民の活動の生む所の結果に外ならざるなり。

國運の發展は、國民活動の事實に徴し、之を知ることを得べし。國民活動は、其種類甚だ多しと雖ども、假りに、作用の種類によつて、之を分類すれば、政治的活動、經濟的活動、宗教的活動、道德的活動、教育的活動、文學的活動、學術的活動等となすべし。而して、過去に於ける、此等活動の事實を見て、過去に於ける國運發展の跡を知ることを得べく、又現在と過去との關係を明にし、現在活動の状態を考察すれば、今日に於ける國運發展の状態を察知することを得べし。

國史を繙きて、我國運發展の跡を徴するに、其進運誠に隆々たるものあるを見るべし。吾人は、今茲に、詳細に、之を述ぶることをなさずと雖ども、試に其要點を述べんに、神代は、暫く之を措き、神武天皇、都を大和の橿原に定め、帝業を創め給ふや、皇威の及ぶ所、僅に大和を中心とせる小範圍に止りしなるべし。しかるに、崇神天皇の御世には、四道を経営し給ひ、景行天皇の西征、日本武尊の東征に及んで、皇威漸く、海内に治し。垂仁天皇の御世には、任那を征し給ふあり、神功皇后は、三韓を朝貢せしめ、皇威又海外にも及ぶに至れり。斯の如く、四方經營の業盛なると共に、精神的方面に於ては、儒教、佛教の傳來するあり。先進國の文物制度の輸入せらるゝあり。其活動の結果、大化の改新となり、我國の政治、法律、其他社會的狀態に、一新紀元を劃することゝなれり。

後、政治的活動の方面に於ては、政權、藤氏に移り、武門政治となり、國運時に、隆替ありと雖ども、制度漸く具り、社會の秩序整備し來り、徳川幕府に至りて、國內大平の状態を呈するに至れり。而して、北條氏の時代に於て、元寇襲來

の如き、國運危機に際せしことありしも、國家精神の發現する所、累亂の危を免るゝことを得、豊臣氏の時代に於ては、撥亂反正の業漸く成り、其餘威の溢るゝ所、朝鮮を征し、威を海外に輝かせる如きこともありき。

政治的活動は、斯の如く、一伸一張、漸次、其歩を進めつゝあり。其傍、精神的活動即ち、道德、宗教、文學、藝術等の方面に於ても、能く、海外諸國の長所を傳來し、之を我が國固有の要素に融合同化するを務め、文化の發達、時代と共に進むに至れるを見るべし。

斯く、國家的活動は、其諸方面に於て、發達し來り、最近明治維新の一大變革を見るに至り、國運の隆々たる、古今東西、其比を見ることを得ざるに至れり。畏くも、明治天皇陛下の踐祚し給ふや、内には、幕政漸く弛み、外には、海外諸國の開國を迫るあり、内外の形勢頗る急に、國歩艱難の時なりしが、叡聖文武なる陛下は、内外の形勢を察し給ひて、徳川氏の大政奉還の請を嘉納し給ひ、王政を復古し、開國進取の國是を定め給ひ、諸般の制度を改め、こゝに、明治維新の大業を創め給へり。爾來、國內の政治、年と共に新なるものあり、立

憲政體創始につきては、幾多の準備をなさしめ、遂に、明治二十二年に至り、大日本帝國憲法を宣布し、同二十三年、帝國議會を開設し給へり。誠に、曠古の盛事なりと云ふべし。

外列國に對しては、親和協同を旨として、東西相倚り、彼此相濟し、以て、國民福を増進し、文化の慶を共にせんことを期し給ひ、締盟國實に廿有餘、能く善隣の交を結ぶ。

偶々、明治二十七八年には、清國と、明治三十三年には、復同國と、明治三十七八年には、露國と事を構ふるあり。不幸にして、戦を交ふるの止むなきに至りしも、今や和親協同、奮に異るなし。而して、此三大戦役に於て、舉國一致、我國家的精神を發揮し、國民的活動の旺盛なりし結果、維新當時に於ては、後進國として、殆んど、歐米強國の列に伍することを得ざりしもの、忽にして、一等國の列に伍するに至れるが如き、又我領土の如きも、二千有餘年、別に増減することなかりしが、明治二十七八年戦役の結果、臺灣を得、三十七八年の戦役の結果としては、南部樺太を獲るあり。近く、韓國を併合したるが如き、國運

の發展、實に驚くべきものありと云ふべし。

法律は整備し、國民の權利は確保せられ、國民の生命財産、安全に保證せらるゝを得たり。行政の機關及其方法も改善せられて、國民の康福を増進し、兵備具はりて、國防及平和の保障上、安全なるものある等、之を維新前に比すれば、隔世の感なくんばあらず。

經濟的活動に於ても、各種經濟機關の整備、富源の開拓、殖産興業の奨勵といひ、其活動日に月に盛なるものあり、未だ、歐米に於ける、富強國に伍することと遠しとは云へ、此方面に於ても、國運の發展せるを見ることを得べし。

其他、維新以來、歐米の學術を輸入してより、本邦の學術駁々として進み、無形の學は、其進歩を形の上に見ることを得ずと雖ども、有形の學に至りては、其應用せらるゝ處、物質的文化の進歩となり、國民の生活を進め、其幸福を増進すること、大なるものあるを見るべし。又教育的活動に於ても、一面國民の種類程度に應じて、教育を普及し、無學の徒を減じて、有用の材を養ひ、又一面其内容の改善を計り、教育を益々有效ならしむるに至れり。

之を要するに、明治の聖世に至り、國運の隆々たるものあるは、之を今日社會諸般の活動に徴して明なることを知るに足るべし。吾人は、現に、此聖世に遭遇し、此現象中に、直接身を置くが故に、或は、之に慣れて其發展を感ずるの感鈍きの恐ありと雖ども、靜に、之を考ふるあらば、實に之れ、曠古未曾有の事たるを覺知するを得べしと信す。

以上、我國運發展の事跡に就きて、其大要を略述せり。吾人は、斯の如き國運發展の跡に就き、又其現狀を明にして、之を將來の國民に會得せしむることを以て、國民教育上、必要なる事項とせんとするものなり。而して、之に因りて、左の趣旨を達せんことを欲す。

(一) 將來の國民たるものに自覺心を起さしむること。云ふまでもなく、今日の兒童は、將來の國民として、旺盛なる活動をなし、以て、國家の運命を盛ならしむべき任務を帯ぶるものなり。彼等は、自ら活動するに先立ちて、能く自己の國民的位置を知らざるべからず。而して、其位置を知らんがためには、其祖先及父兄の活動は、如何に、國運を發展するに與りて力ありしか、其事

國運の發展
と國民教育國民の自覺
喚起

は、いかに發現せしかを知り、其基礎の上に立ちて、將來に於ける國民的活動をなし、益々國運の發展を計ることを務めざるべからず。吾人祖先の活動は、因となりて、今日の國運となり、今日吾人の活動は、やがて、素となりて、將來の國運を作るべく、祖先活動の結果になれる精神的遺産を繼承するものは、吾人現代の國民にして、吾人の遺産を承くるものは、今日國民教育を受くる、吾人の子弟なり。吾人は、國民教育に於て、吾人の子弟に明にするに、現今の國狀並に過去に於ける經路を以てし、以て、將來に於ける、國民的活動をなすに必要な材料を供給し、國民として活動せざるべからざる自覺心を喚起することをなさざるべからず。

(二) 祖先に對する報恩の念を養ふこと。今日に於ける、國運の發展は、偶然に生じたるに非ずして、祖先の拮据經營の跡を基礎として、漸次其盛運を來すに至れるものなり。而して、今日、吾人の享有する安寧幸福名譽等は、皆之れ、吾が民族の祖先に負ふ所に非ざるはなし。現代の國民たるもの、歴史の成跡を見、今日國運の狀態を考ふる時は、常に、祖先の努力を思ひ、報恩感謝の

祖先に對す
る報恩の念
養成

意を以て、之に對せざるべからず。而して、報恩感謝の實を現さんがために、祖先の經營せる跡を繼ぎ、益國運を發展し、國威を伸張することを努めざるべからず。吾人は又、吾人の子弟に對しても、其祖先に負ふ所あるを知らしめ、報恩感謝の誠意を以て、將來に於ける國運を發展し、以て、其祖先に酬ゆる所あるを期せしめざるべからず。

(三)現代に於ける幸福を理解せしむること。終始幸福なる生活を營むものは、之に慣れて、自ら幸福の境遇にあるを知らざるが如く、現時の國民は、現代の幸福に慣れて、自ら之を思ふこと尠しと雖ども、吾人は、國運發展の結果、吾人國民の享有する幸福の頗る大なるものあるを知らざるべからず。吾人は、其精神的方面に於ても、物質的方面に於ても、近く、四十年前に比すれば、隔世の感あり。二千五百有餘年に亘り、國史の成跡を見るも、能く、現代國民と比肩するもの、到底、之を何れの時代にも求むることを得ざるは、歴史上の事實、之を證明する所なりとす。

吾人は、現代に於て享有する、此幸福を理解せしめんとするは、現實に安ん

じ、現代幸福に酔ふが如き國民を作らんとするに非ずして、實に、其幸福を益々大にせんが爲に、國民をして、努力せしめんとするにあり。抑も、國運の發展、文化の進歩に伴ふ弊を擧ぐれば、又多々あるべしと雖ども、國民努力の旺盛なるあらば、尠くとも、之を輕減することを得べく、又其努力によつて、一面には、國勢の發揚に伴ひ、國民利益々増進せらるゝに至るべきは事實なり。今國民教育に於て、現代吾人の享有する幸福を理解せしめんとするは、國民利益を増進せんとする努力を起さしめんがためなり。國勢の發揚に伴ふ弊あらば、宜しく、之を除去せんとする努力を起すべし。文化に伴ふ弊あらば、又宜しく、之を除去せんとする努力をなすべし。たゞ、努力の足らざるものは、劣敗の位置に陥り、自ら享有すべき幸福を享くことを得ざるべし。現代の幸福を説かんとするは、國民をして、之を享有し、更に之を増進せんとする努力を起さしむるにあり。

現今、生活難に伴ふ厭世的傾向あり、吾人の見る所によれば、之れ現代の幸福を享有せんことを努むるを得ざる薄志弱行の徒のなす所に過ぎず。近

舉國一致の
精神養成

時更に、社會の組織に、根本的の改革を加へ、無可有郷を描きて、以て、幸福を享有することを得べしとする、危険なる妄想を懐く者さへ生じたりき。之に迷ふものは、幸福は努力の生む所なるを知らず、又現代に享有する幸福の何たるを理解せざるの徒のみ。吾人は、將來の國民をして、夙に、其享有する幸福を理解せしめ、一たびは、其分に安んじ、二たび、之を一層増進せんとする努力を起さしむる。あらば、現代の惡傾向を未然に防遏することを得べしと信ず。

(四) 舉國一致の精神を養ふこと。國運を發展すべき大事件の生ずる毎に、常に、見るべきは、舉國一致の精神の發揚せらるゝこと之なり。時に、政權の爭奪あり、内憂なきに非ずと雖ども、一旦、國家に大事件の生ずるに際しては、忽にして、舉國一致して、之に當るを見る。かの、政治的社會的大變革たりし大化の改新に於ても、國內の動搖せる事實の傳ふるなき、又明治維新の大變革に於ては、多少の紛亂を生じたれど、忽にして、國內治定、此大業を完うするに至れる、憲法の發布は、平和の中に行はれ、日清日露の大戦役に於ては、舉國報國の至誠を完うせる等、之を數へ來れば、國家に大事件あり、國運に一大變

御聖徳を仰
がしむること

化を生せんとする機會に於ては、常に、舉國一致の精神を發露せるは、誠に之れ、我國民の一大美事なりとせざるべからず。國民教育に於て、國運の發展を知らしむるは、單に、其事實を説くに非ずして、其事實の根柢に横はれる、舉國一致の精神を會得せしめんがためなり。

(五) 御聖徳を仰がしむること。國運の發展は、國民の努力に因るものなりと雖ども、國民の其活動を完くするを得たるは、歴代天皇の御聖徳に基くことを銘記せざるべからず。

申すも、畏きことながら、歴代の天皇、至仁至聖にわたらせられ給ひ、民を慈しみ給ふこと、慈母の赤子に於けるが如く、下萬民の心を心として、國を治め給へり。されば、我祖先は、常に、天皇の心を心とし、其聖恩に浴し、初て、國運を發展することを得たり。國運發展の歴史は、畢竟聖徳の史なりと云ふべし。特に、明治の聖世に及んでは、明治天皇の御聖徳に因りて、國運曠古の發展を見るに至れり。而して、今や、叡聖文武なる、今上天皇陛下、大統を繼承せさせ給ふ。吾人、現時國勢の隆昌なるを見るにつけ、先づ以て、御聖徳の高

きを仰がざるべからず。

國民教育に於て、國運の發展を説かんとするは、常に、之を御聖德に歸着し、以て、尊皇愛國の志念を養はんとするにあり。

從來、學校に於て、祝祭日、其他の場合に於て、歴代天皇の御事蹟を語り、陛下の御聖德を説き、以て、尊皇愛國の志念を養はんとすることを務めざるに非ず。されど、中には、單に、陛下、日常の御行爲に關する御聖德をのみ説くに止るものなきに非ざるは、吾人の、頗る遺憾とする所なり。廣く、御治世中に於ける、國運發展の跡を釋ね、之を御聖德に歸着し、以て、之を仰がしめ、尊皇愛國の志念を喚起することを期せざるべからず。

之を要するに、國民教育に於て、國運發展の事實を明にせんことを期するは、尊皇愛國の志念を養ひ、國民的活動の現状を自覺せしめ、其活動心を鼓舞し、努力を起さしめ、健全なる方途によりて、益將來に於ける國運の發展を計らしめ、之に伴ふ民福を増進せしめんとするにあり。

第六章 國民教育は時勢の要求を

顧慮すべし

吾人は、其生活する環境の事情に適應し、其身分位置の高上に伴ひて、適當なる生活を營むのみならず、又將來の事情を察して適當なる活動をなし、以て、益々、自己を高尚せんことを務むるが如く、國家は集合團體として當時の國情民度に應じて、相當なる經營をなし、社會進化の狀態に適應し、列國の事情を考察して、現在及將來に於ける、自己の生命を維持し、健全なる發達を遂げ、自國の位置に相應せる活動を營み、益々其國運の發展を期せんことを要す。

國家には、其施政の方針あり、政策あり、能く、時勢を洞察し、之に相應せる措置をとりて、前述したる活動を營まんとす。而して、施政の方針といひ、政策といふ、其運用は、局に當るものゝ手に行はるべく、其行動は、國家と稱する機關の作用なりと雖ども、其運用作用の効果を十分ならしめんがためには、國

家を組織する國民個々の力に待つ所なかるべからず。即ち國民は國家の生存上、必要なる事項に關し、時勢の要求する所を洞察して、之に適應する活動を營むに因り、初て、其機關の運轉を自在ならしむることを得べきなり。

國民教育は、漫然、國民の知能を啓發して、自ら得たりとなすべきに非ずして、國家の存在發達に關與し、其進運に適合し、更に、將來の國運を發展すべき有用の材を作らざるべからず。國家には、其施政上、政策なるものあり、時勢の要求に應じて、國民の活動を啓發誘導せんことを務む。教育も亦時勢の要求に應じて、將來の國民たるべきもの、精神を開發し、之に活動力を附與せざるべからず。斯の如くにして、教育は、國家の作用中、重要な位置を占め、其作用を受くる將來の國民は、國家の活動に關與して、有用なる材たることを得べしとす。國民教育の時勢の要求に従はざるべからざる趣旨、蓋し茲に存す。

時勢とは、詳しく言へば、其時代の趨勢なり。抑も時代の趨勢は、常に、變移して止まざるべし。其時代に於ける政治經濟の狀態學術の進歩、教育の變

時勢と國民
教育

時勢とは何
ぞ

遷、列國との關係等は、社會國家の活動に、或傾向を作るに至り、又社會國家の活動狀態は、政治經濟學術教育等に影響を及ぼし、其狀態、其思潮に、或傾向を帯ばしむるに至るべし。即ち兩者は、互に規定し、規定せられて、其時代の趨勢を作るものにして、時代の趨勢は、其時代の社會を生み、其社會の進歩は、又時勢を生むに至る。されば、時勢は、社會の進歩に伴ひ、常に變轉して止まざるが故に、國民教育に於て、時勢の要求に従はんとせば、國家の現狀に鑑み、社會進歩の狀態に照し、併せて、將來の狀態を考察して、施設する所なかるべからず。

元來、國民教育にありては、前章に述べたるが如く、國家の原則を基とし、國民の心的特質を顧慮する等のことをなさざるべからず。而して、斯の如き點に留意するは、畢竟するに、國民をして、固有の美點を失はしめざるにあり。固有の要素は、恆久不變的なるべきが故に、此方面に於ける、國民教育は、進歩に非ずして、保守を旨とすべし。即ち、時代に超然として、永遠不朽に、其要素を維持せんことを務めざるべからず。若し、時勢は、偶々此方面の教育に、特

國民教育の
保守的方面
及進歩的方
面

に力を注ぐを要求すとせば、之れ其時代に於ける思潮界及社會の狀態等の、動もせば、國民固有の特色を失ふ恐あるが故ならざるべからず。しからざる限り、固有の要求に關する國民教育は、時勢に左右せらるゝことなきを本體とすべし。しかるに、時勢に因りて、要求を異にする部分は、國民教育の進歩的方面にして、時代の進歩に伴うて、自ら生ずるものなれば、其時代によりて、變化的なるを原則とすべし。

我國、明治維新以來、四十餘年を経過せる、今日に於ける國運の發展、驚くべきものあることは、前既に云へるが如し。されど、二千五百有餘年、殆んど東洋の一嶋國として、生活せる國民は、今や、世界文明國と伍し、現代の開化に應じて、國民活動を營めるの日、尙深きに非ず。又國運發展の結果、之に相應せる國家的活動を要求するもの、尠きに非ざるべし。即ち、社會百般の狀態の變化せる我國の教育は、此趨勢に應せんが爲めに、明治維新後、教育の制度、教育の施設方法等、範を歐米諸國にとり、年と共に進歩發達して、今日あるに至れり。抑も、教育の隆盛、今日の結果を來し、又其教育の効果、社會文化の上に

現るゝに至りしは、畢竟、國民教育の時勢の要求に應じて、經營したるに因らずんばあらず。最近十數年、時勢は變轉し、國家の進歩亦昔日の比に非ず。能く、國家の現状を維持し、更に進んで、一層其發展を期せんがためには、國民教育は、現在及將來の趨勢を洞察して、之に適合せるものならんことを要す。時勢の、國民教育に要求する點多々あるべしと雖ども、吾人の主として、述べんとするは、實に左の三點にありとす。

- (一) 時勢は、國民に經濟的活動を要求す。
 - (二) 時勢は、國民に立憲的活動を要求す。
 - (三) 時勢は、國民に現代文化に適應する生活を營まんことを要求す。
- 以下、各項に就きて、説述せん。

第一節 時勢は國民に經濟的活動を要求す

競争の盛なる社會に立ちて、優勝の位置を保たんとせば、個人として、優逸なる實力を有せざるべからざるが如く、國家は、他の國家よりも優勝ならん

かためには、國力の旺盛なるものなかるべからず。今日、世界に成立せる幾多の國家は、皆各競うて、優勝なる位置を保たんとするが故に、其競争頗る激甚なるものあり。此中にありて、能く、劣敗を免れんがためには、國民の實力を養ふことを急務とせざるべからず。

實力とは何ぞ

實力とは何ぞや。有賀博士(長雄)は、曾て、戊申詔書と倫理教育と題する講演中倫理講演集 第七十六に於て、戊申詔書中の

文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國達ノ發展ニ須ツ

の一段を述義せり。其所說中實力の意義に關し、參考すべきものあれば、今其要を摘出せん。氏は、國際生活を、直接交易の關係及第三國に對する利益關係の兩面より見て、前者につきては、國民は、先づ、他の侮を受けざる様に實力を備へたる上、商工業の力に因りて、交易する物を造らざるべからずとし、後者につきては、第三國に對する國際問題に對し、其競争に勝たんがためには、實力を有せざるべからずとし、今日の國際生活に於て、實力養成の要あるを説けり。而して、實力を別ちて、兵力、金力、及同盟の力の三とし、世界の強國

我國の實力

國民の所得

の力を説きて、曰く、獨、埃、露、佛の四箇國は、兵力のみにて、一等國の地位を維持することを得べく、英米の二國は、兵力十分ならずと雖も、金力によりて、必要に應じ、兵力を造り得るの國なり。伊太利に至ては、兵力も金力も足らずと雖も、強國たる地位を維持することを得るは、三國同盟の力にあり。又我國の一等國たるに至りし主原因は、日英同盟の結果にありとせざるべからず。されど、同盟は永遠のものに非ざれば、將來永く、其地位を保たんとせば、實力を養ひ置かざるべからず。詔書に宣ふ所の聖意、恐察することを得べしと。抑も、國家の實力は、國民活動力の總計ならざるべからず。されば、國家の内の生活及外的生活に要する實力は、必ずしも、兵力、金力等に限ることを得ざるべしと雖ども、特に、對外的國際生活に於て、最も、必要なるものは、實に博士の所說の如し。殊に、近時の國勢上より見る時は、金力に於て、我國は他強國に比して劣ること、著しきものあるは、争ふべからざる事實なりとす。之れ、時勢の經濟的活動を、國民に要求すること、切なる所以なりとす。

我國の經濟的狀態は、各方面より、之を觀察すれば、其實力に於て、國民の遺

憾とすべき點、明なるものあるべし。先づ、國民所得の點より之を見るに、歐米の強國に比して、其差の著しきに驚かざるべからず。高橋秀臣氏の調査によれば、我國民一人當富力五百圓、一人當所得(富力の一割と見)五十圓、一戸(五人と見)一ヶ月の所得二十圓八十錢、一戸一日の所得六十九錢にして、僅に六十九錢を以て、一日一家を支へざるべからざる計算なり。之を歐米諸國に比すれば、其當富力に於て、我國は英國(二九六四圓)の六分の一弱、佛國(二六八八圓)の五分の一強、米國(二五二〇圓)の殆五分の一、獨國(一九二八圓)の四分の一弱に相當す。強國中にありては、貧弱なりと稱せらるゝ以太利(一二〇〇圓)と雖も我二倍強の富あり。僅に、露國(六六〇圓)の我に似たるあるのみ。又一日一戸の所得に於て、英國民四圓十一錢、佛國民三圓七十四錢、米國民三圓五十錢、獨國民二圓六十八錢、伊國民一圓六十七錢、露國九十二錢にして、我は六十九錢に過ぎず。一見して、其生活の程度に差ある所以を知るべし。氏の調査は如何なる點迄、確實なるを知らずと雖ども、此調査に據りて見れば、先づ、我國民富力の微弱なるを知ることを得、所謂七大強國の列に入りな

がら、しかも其實力の彼此差異あるに驚かざるを得ざるなり。

國家は、其成立上必要なる國費なかるべからず。而して、其負擔は、之を國民個々の力に待たざるべからず。此點より、我國の實力を見れば、日露戰爭前にありては、國費の豫算、二億二千七百萬圓に過ぎざりしが、戦後六億を算するに至れり。而して、國民の納稅額のみにては、之を辨するに足らざるが故に、公債によりて、其不足を補はざるべからず。日露戰爭前に於ける國債は、五億五千二百萬圓に過ぎざりしが、日露戰爭當時、遂に、巨額の内外債を募集し、最近の内外債は、實に、廿五億一千八百八十九萬九千九百八十八圓に上り、之に支拂ふべき利子總額、一億千五百六十七萬二千八百三十七圓餘なり。國債の利子のみを以てするも、日露戰爭前の國費の全額に半ばするに至れり。田尻博士も、曾て、例を英國民にとり、英國民は假りに、安閑として、其日を消するも、尙年々、貸金の利子、十二億圓を收むることを得べし。しかるに、我國民は、之に反して、年々巨額の利子を、他に拂はざるべからざることを云へり。國運の發展に伴ひ、我國費の年々に増加し、國民の負擔の大なるを見て

市町村費

も、國民の經濟的活動を要すること、急なるものあるを知るに足るべし。
 國民は、國費を負擔し、國家の經營に資せざるべからざるのみならず、又自治團體を組織し、共同生活を營まざるべからず。其下級團體たる市町村は、現在市制を實施するもの六十三、町村制を實施するもの一萬二千五百二十五、總計一萬二千五百八十八箇所とす。而して、此等市町村の經費は、又年々膨脹し來れり。市町村費歳出總額累年の比較を示せば、左の如し。

	市費	町村費
明治二十五年	二四四七〇〇〇圓	二一五九八〇〇〇圓
明治三十年	一〇五六八〇〇〇	三八二〇一〇〇〇
明治三十五年	二五九八六〇〇〇	六八四一三〇〇〇
明治四十年	四七五三六〇〇〇	六三一七一〇〇〇
明治四十三年	六八一二一〇〇〇	一〇一六八八〇〇〇

即ち、日清戰役前後、日露戰役前後及今日の國勢に伴ひ、五年毎に、市町村の發達につれ、其經費の増加し來れる跡を見ることを得べし。

地方費

更に、府縣郡水利組合等の經費を加へ、地方費全體及人口一人宛の金額を見るに、左の如し。

	地方費總額	人口一人宛
明治二十五年	四七六四五〇〇〇圓	一、一七一
明治三十年	九〇五四二〇〇〇	二、〇六三
明治三十五年	一六〇一一五〇〇〇	三、三四九
明治四十年	二〇八九九四〇〇〇	四、一一四
明治四十三年	二五二〇六五〇〇〇	四、九〇五

即ち明治二十五年と四十三年度とは、其總額に於て、約五倍餘、一人の負擔に於て、約四倍餘の増加を來すに至れり。

今之を他國に比すれば、我自治體の發達、未だ彼に及ばざるものあるを知ることを得ん。例へば、伯林は、人口約百八十萬、人口に於ては、我東京に近し。而して、彼の負擔する市費は、一億七千マールにして、我東京市は約五百萬圓なり。即ち、我東京市の負擔、彼の約十七分の一に過ぎざるなり。又英國の

如き、地方費總額十五億二千萬圓、一人宛三十六圓五十錢、佛國は、五億七千三百萬圓、一人宛十四圓五十錢なり。彼此相比して、其及ばざること遠きを知るべし。

されど、我國富の程度に於ては、其負擔實に輕からずといふべし。明治四十二年度に於て、一戸平均負擔額を見るに、府縣郡税に於て六圓、市町村税に於て十圓、直接國務十六圓、總額實に三十二圓に達せり。一人當所得五十圓、一戸一年の所得二百五十圓に過ぎざる我國民は、其收入の約八分の一を舉げて、國家並に自治團體の經營を辨せざるべからず。或は租税の輕減を政策とするものありと雖ども、大體の趨勢は、國運の發展、國民活動の旺盛、國民生活の高上に伴ひ、益々費用を要するに至るは、之を拒むべからず。たゞ、國民のとるべき途は、如何にして、其所得を大ならしむべきかを講ずるにあるのみ。之れ、國民教育に於て、經濟的活動をなすべき國民を養成するの要ある所以なり。

世界各國の人口は、驚くべき率を以て増加し、人口過重を感じ、各國競うて、

殖民政策を講じ、以て、人口の過重を節制し、國力を増進せんとするは、世界近時の趨勢なり。田尻博士嘗て云へり。獨逸の如き、人口約六千三百萬、自國に産する食料のみにては、一ヶ年三ヶ月分の不足を生ずといふ。而して、一ヶ年一分五厘の率を以て、人口増加するが故に百年後に於ては、二億を算するに至り、此まゝにて、他に移住することなくんば、所謂立錫の地なきのみならず、一人の頭上、二人を重ねざるべからざる現象を見るに至るべしと。此の如き傾向は、各國皆之を免れざるが故に、人口稀薄なる土地に、人口の流を送り、所屬不明なる土地を占領して、自國の領土を擴張せんことをつとめ、最近に於ては、無人の島嶼たると、砂漠地たるとを問はず、寸土と雖ども、其領主權の明ならざるもの、之なきに至れり。而して、低廉なる原料を得て、之を加工し、其販路を、何れかの地に求めんとして、競争頗る激甚なるものあるを見る。しかのみならず、陸に於ける權力範圍の定れるを見、更に、將來、海に於ける權力を得んとして、通信機關設置上、必要なる岩石を占領し、今や片岩と雖ども、所有主なきものなしと云ふに至りては、いかに、各國は、自衛自活上、其經

國民の
とる
べき途

營に苦心慘憺たるものあるかを知るに足るべく、此點より見ても、經濟的活動の現代の國民生活に、極めて重要なるを察するを得べし。

以上述べたる如く、我國民は、他強國と比較せば、其富力の劣れるにも拘らず、他強國に伍して敢て、其位置を失墜せざらんことを期せざるべからず。又其國費の負擔は年を逐ひて増加するは、國運の發展上、止むを得ざるものあるべきが故に、將來に於て、更に一層巨額に上ることを覺悟せざるべからず。人口増殖に伴ふ自然の結果は、本邦と雖ども免るべからずとせば、此時代に處し、國民のとるべき途は、要するに、其實力を高むるにあり。即ち一國の殖産興業を盛にし、國民の經濟的活動を旺盛にし、國民の富力を増進するの外途なかるべし。而して、現時各國は、皆競うて、此途をとれるが故に、吾國民は、此競争場裡に入り、其競争に勝たんとする努力を有せざるべからず。人は稱して、經濟的競争を、平和の戦争といふ。平和の戦争は、現在及將來に亘り、間斷なく行はるゝものなれば、勝利を得んとする努力も亦間斷なきを要すべし。本より、我國も過去及現在に於て、殖産興業の發達に努め、實力養

外國貿易

成の途を講せざりしに非ず。又其努力の結果、富力を増加したる跡明なるものありと雖ども、其富力の微弱なることの、之を證明する如く、今後國民の努力奮勵に待つ所、極めて大なるものありとす。

吾人は、次に、殖産興業の現況を略述し、今後國民の經濟的活動を要する點、多く存することを明にせんと欲す。

外國貿易は、國民生業の發達を知り、國の實力を明にするものあれば、先づ、外國貿易に就きて、過去及現去の状態を一言せん。農商務省商品陳列館の調査によれば、明治四十三年度の輸出總額四億五千八百四十二萬八千九百九十六圓、輸入總額四億六千四百二十三萬三千八百〇八圓、輸出入總額合計九億二千二百六十六萬二千八百〇四圓なりと云ふ。而して、左に掲ぐる五ヶ年毎に於ける、我が外國貿易額を見れば、大勢に於て、我が對外貿易の發展を知ることを得べし。

年次	輸 出	輸 入	合 計	超過(出)入
五年	一七,〇三六,四七 _円	二六,一七四,八五 _円	四三,二〇一,四六 _円	(入)超 九,一三八,三九 _円

十年	二,三三八,五三二	二,七四〇,九〇三	五〇,七六九,四五二	(入)超四,〇七二,三八一
十五年	三,七三二,七五一	二,九四六,五九四	六七,一六八,三四五	(出)超八,二七五,一五七
二十年	五,二四〇,七六一	四,四三〇,四二二	九六,一七一,九三三	(出)超八,一〇三,四二九
二十五年	九,一〇二,七五四	七,三三六,〇八〇	一六二,四八八,八三四	(出)超一九,七六六,六七四
三十年	一六,一三五,〇七七	二九,三〇〇,七七二	三八三,四三三,八四九	(入)超五九,一六五,六九五
三十五年	二五,八三三,〇六五	二七,一七一,二五九	五三〇,〇三三,三四	(入)超三,四八一,九四
四十年	四三,四二二,八七三	四九,四六七,三四六	九二六,八八〇,二二九	(入)超六,〇五四,四七三
四十三年	四八,四八八,九六六	四六,四三三,八〇八	九二,六六二,八〇四	(入)超五,八〇四,八三二

即ち、明治十五年より十年を経過したる二十五年に於ては、貿易額二倍四割となり、更に其後十年即ち三十五年に至りては、三倍三割となり、四十年には、約二倍となり、四十三年に至りては、明治五年の當時に比して、非常なる増加を見るに至りしことを知るを得べし。

かく、大勢に於て、輸出入總額増加し來れりと雖ども、之を海外列強に比すれば、實に、其差額の大きなるに驚かざるべからず。即ち、我國の貿易額は、英國

の約十分の一に足らず、米國の約六分の一、獨國の約五分の一、埃國の約五分の一強を過ぎ、佛國の約四分の一、伊太利は殆んど我二倍、一等國に列せざる瑞西、西班牙と雖も、我國と伯仲せり。以て、我國勢の一般を知るに足るべし。

而して、本邦輸出入額九億餘圓中、同省調査により、一昨年度中其額の最大りしものを擧ぐれば、輸出に於ては、生絲(一三〇,八三二,九四〇圓)を最多とし、綿織絲(四五,三四六,九六四圓)之に次ぎ、羽二重(二八,九八五,二三七圓)、銅(二一,一七六,一九四圓)之に次ぐ。輸入に於ては、生綿及繰綿(一五九,二二一,八〇八圓)を最大とし、鐵及鋼(一九,六九八,六一一圓)を次とし、豆糟肥料(一七,〇〇〇,〇三圓)、石油(一四,三〇三,二九〇圓)之に次ぐ。仔細に、其品種及金額を見れば、本邦生業の現況に就き、諸般の事實を察知するを得るが如し。

此に、此等貿易品の、相手國たる、重なる、諸國、地方及貿易額を見るに左の如し。

輸出

北米合衆國 一四三,七〇二,二四九圓

國民教育の本領

六〇

清 國	九〇、〇三七、三五四
佛 蘭 西	四四、九二五、二二九
英 吉 利	二五、七八一、三六四
香 港	二三、四五九、九一一
關 東 洲	一九、一四八、四五六
英領 印度	一八、七一二、九一八
輸 入	
英領 印度	一〇六、三六一、四九七圓
英 吉 利	九四、七〇〇、九一二
清 國	六八、五六九、五四一
北米合衆國	五四、六九九、一六六
獨 逸	四三、九四六、四七八
蘭領 印度	一八、八七九、五〇一
關 東 州	九、七四〇、一六〇

生業の狀態

農業

以上、四十三年度に於ける貿易額の大なる地方を挙げたるものにして、其他に關係地方尙多し。而して、單に、地方と貿易額を掲ぐるのみにては、我國生業の種類と、此等地方との關係を十分詳にすることを得ずと雖ども、とにかく、我生業と密接の關係あることだけは、明なるべし。

次に、本邦の生業の主要なるものに就き、其現狀を考察し、以て、國民の經濟活動の一端を知る資とせん。

由來、瑞穂國と稱し、農本主義を以て立てる、我國に於ては、農業の經濟上主要なる位置を占むるは、云ふを要せず。其一ヶ年の總産額、優に十五億萬圓に達すべしと稱せらるゝを見ても、其主要なる生業なることを知るに足るべし。而して、就中、米を最も主要なる生産物となす。しかるに、近年、人口の増殖、國民生活の高上、及農民の都會工業地に移轉し、麥食者の米食者となる等の原因により、漸次、消費額を増加し、本邦の産額のみを以てしては、到底、國民の需用を充たすことを得ざるに至れり。一昨年度に於ては、米作は段別二百九十四萬町歩にして、其收穫四千六百六十三萬二千石と算せらる。而

して其輸出入額を見るに、輸出に於て、五百九十萬四千七百七十七圓、輸入に於て、八百六十四萬四千三百三十九圓、差引二百七十三萬九千九百六十二圓は、輸入超過となり、我供給額の不足なるを表明す。農商務省の調査なりとして、新聞紙上に傳ふるものを見るに、内地國民の食料に供せらるべき米穀の量は、年々の産額に輸入額を加へ、之より、輸出高、酒類、菓子、工業原料、種子料等を減じ、之を總人口に配當する時は、三十年以降、左の如き配當を見るべし。

年次	食料	人口一人當
明治三十年	三〇、八〇三、一九六	〇、七一五
同三十一年	四七、二三四、〇四四	一、〇七九
同三十二年	三五、二二九、九九一	〇、七九六
同三十三年	三八、〇六四、七七二	〇、八四九
同三十四年	四三、〇六〇、〇七九	〇、九四八
同三十五年	三四、一三九、四三六	〇、七四二
同三十六年	四七、五一四、三二七	一、〇一七

同三十七年	五三、二九六、二三一	〇、八二四
同三十八年	三九、二六六、四九八	〇、八二四
同三十九年	四四、七〇四、四四二	〇、九二八
同四十年	四七、四七〇、〇五三	〇、九七二
同四十一年	四九、四九〇、六〇四	〇、九九八
同四十二年	四九、四〇二、七九一	未詳

之に據れば、國民一人の食料は、略一石に近きに至れり。若し、食料以外の消費額を加ふとせば、一人の需用量は、優に一石を超過するに至るべし。しかるに、其産額に於ては、四千八百萬石乃至五千萬石の範圍にあるが故に、近年に於ける不足額は、二百萬石乃至二百五十萬石にして、其金額二千五百萬圓乃至三千萬圓に至るが如し。一昨年度の輸入超過の額も亦之を證明す。而して、現在増加せる人口に應じて、其需用額を考ふる時は、三十年後には、七千萬石を要することとなり、今日の生産額に比較すれば、二千四百萬石の増収を計らざるべからざるに至るべし。

されど、今日の産額は、本より、固定のものに非ず。之を約三十年前の産額に比すれば、五割以上の増収あり、今後と雖ども、斯道に關係する人の言によれば、餘地を熟地となすにより、米作地を増加し、又耕地整理、栽培法の改良、肥料使用の方法及害蟲驅除等により、少からざる増収を得べしと云ふ。されば、今後、年々産額の増加を見るに至るべし。さりながら、果して、需用額を充すことを得るや否やは、疑問に屬すと云はざるべからず。主要なる生産物の状態を見るにつけ、國民中、斯業に従事するものは、益農事の改良に務め、其他のものは、農業以外に於て、國富を増進するの途をとらざるべからず。

生絲は、本邦輸出品中、首位を占むるものなり。今斯業の状態を見るに、年々發達し來れるを見る。明治初年以來、十年毎の輸出高、左の如し。

年次	斤數	價格
明治元年	一、一二三、九九一	六、二五三、四七三圓
同十一年	一、四五一、二三五	七、八八九、四四六
同二十一年	四、六七七、七〇八	二五、九一〇、八六一

養蠶業

同三十一年	四、八三七、五二九	四二、〇〇七、四一一
同四十一年	一一、五二一、七九五	一〇八、六〇九、〇五二

而して、海外に於ける輸出先は、米國を第一とし、佛國、以國之に次ぐ。又内地に於ける産出地は、長野縣を第一とし、群馬、山梨、埼玉等之に次ぐ。抑も、生絲産出國は、我國に限れるに非ず。歐洲には、以太利あり、佛蘭西あり。而して以太利の如き、其産額に於て、殆んど、我と伯仲す。又隣邦支那は、世界生絲生産額中第一位を占むる生産地にして、其製絲法さへ、改良せらるゝあらば、從來一大勁敵たるに至るべしとは、斯業に従事するもの、憂ふる所なり。幸にして、本邦生絲は、今日迄、歐米需用國に於て、其聲價を維持し、本邦輸出品中首位を占め、貿易額に於て、巨額に上れるは、産業のために喜ぶべきの現象なり。宜しく、之を改善し、益斯好況を繼續せんことを期せざるべからず。

紡績業は、本邦産業中、又重要な位置を占むるものなり。昨年度に於ける輸出入額の證明する如く、輸入の主位を占むるものは、生綿及綠棉（一五九、二二一、八〇八圓）にして、輸出の第二位にあるものは、綿織絲（四五、三四六、九六

紡績業

四圓なり。尙綿布類の輸出入品として、各相當の位置にあるを見ることを得。内國産の生綿は、到底、外國産と敵することを得ず、殆んど、全く其需用を外國に仰ぎ、且綿織絲綿布類の業盛なるに至り、茲に、生綿の輸入、巨額に上るに至れり。内國産生綿を以て、外國産に敵せんことは、到底不可能の事たるを免れずとせば、紡績業、綿織物業に於て、國富を増殖する途を講せざるべからず。幸に、我紡績業は、十數年以來、大に勃興し、輸入綿絲、逐年減少して、輸出額大に増加するに至れり。綿布類に於ては、未だ國內輸入を驅逐することを得ず、又支那の市場に於て、外國品と競争し、他を壓倒するに至らずと雖ども、漸次、好況を呈しつゝあるが如し。

絹織物に於ては、本邦は世界有數の生産地たりと雖ども、工場組織の發達日尙淺く、且其製産品の多くは、内地に於て消費せらるゝものとす。其一年の製造高略々一億圓と稱せらる。中に就き、羽二重を最とし、本邦重要輸出品中の一として、輸出總織物價格の一半を占むるの位置を占む。其他縮緬、甲斐絹、琥珀等も、海外に輸出せられて、年々相當の輸出額を得。しかるに、

織物業

近時海外に於ては、羽二重の競争品として、里昂、シカゴ、紐育等にて製造せらるゝものあり。瑞西には、縞子、紅梅、甲斐絹あり。本邦絹織物は、此等と競争して、頗る不利の地にありと稱せらる。抑も、羽二重の帝國貿易年表中、獨立の品目となりしは、明治二十三年にして、其輸出年額八十餘萬圓に過ぎざりき。爾來其品質の優良なると、其價格の低廉なるとに因り、外人の嗜好に適し、其需要年と共に進みしが、一時粗製濫造の結果、甚しく、其聲價を下落するに至り、需用者の信用を失し、非難の聲頗る高きに至りしことありしが、近時、稍之を恢復するに至りしと云ふ。一方には、有力なる競争品の現るゝあり、一方には、其製品の聲價を下落するが如きは、誠に遺憾なりと云はざるべからず。

織物業は、古來より行はるゝ、本邦の工業として、國力増進上一大關係を有せり。現時、織物業者は、殆んど、五十萬戸に垂んとし、職工七十餘萬、其産額約二億五千萬圓と稱せらる。前述したる綿織物の如き、最近輸出額の増加せんとする傾あるものは、益之を發達せしめ、絹織物の如き、長く、其聲價を維持

することを務めざるべからず。斯業の發達を顧慮するものは、常に、本邦織物業の規模小にして、機械工場の組織の發達日尙淺く、益擴張を要すべきあり、職工の熟練不十分なるあり、又粗製濫造の弊ある等につき、之を憂ふるが如し。又輸出額の大なる羽二重の如きも、白生地、粗製品たるに止り、加工精製したるものを輸出するに非ず。却て、本邦の絹織物は、加工せられて、逆に輸入せらるゝ、奇なる現象さへ、之なきに非ず。當事者の意見によるも、又其實況を見ても、斯業改善の餘地、多々存すべく、當業者の發奮すべき點、渺きに非ざるべし。

工業

以上は、單に、織物業に就きて述べたれど、概して、我工業は、最近二十年間、長足の進歩をなせり。從來、手工的のものも、機械工場の組織となり、又新に各種工場の設置せらるゝあり、機械の需要年と共に増加せるは、其輸入額に徴するも明なり。即ち、廿餘年前にありては、僅に、年額三百萬圓の輸入に過ぎざりしもの、最近に於ては、年額十倍に達し、廿餘年間、機械の總輸入額二億圓以上を算するに至れり。此外、内國製造の機械もあれば、相待ちて、各種工業

用に使せられ、以て富力を作れる、尠からざるものあらん。

石炭の消費額は、一國工業の盛衰を卜知するを得べしと。石炭の産額は、明治廿一年に於て、二百〇二萬餘噸なりしが、二十年後を經過せる四十一年に於ては、約七倍となり、一千四百八十二萬噸以上に達するに至れり。而して、海外に輸出する額は、明治二十一年に於て、約三十八萬噸、同三十六年には、俄然として、三百四十三萬噸(價格一九、二六〇、五〇三圓)に上りしが、以後、漸次遞減し、一昨年度に於ては、石炭及コークス一千六百三十二萬五千四百三十三圓となれり、農商務省に於ては、一昨年度の減額を、開平炭の競争激烈なる、撫順炭の販路伸張とを以て、尠くとも其理由とせり。由來、香港支那を得意とせる我石炭業は、開平炭、撫順炭と、其販路を海外市場に争はざるべからざることゝなり。最近輸出額の減少を見るに至れるなり。されど一方内國消費額は、年々に増加し來れり。即ち明治二十年前にありては、僅に百萬噸以下なりしが、二十一年に至りて、其以上に達し、四十年に至りては、八百五十七萬噸となれり。其中、工場用過半を占む。前述したる機械輸入額の増

加と對照し、工業の進歩を卜知するを得べし。しかるに、英國は其消費額約二億噸、米國は二億噸以上、獨逸は約一億噸と稱す。彼此相比し、其差の甚しきに驚かざるべからず。

礦業

礦産物は、天産として、我農産物に次ぐの地置を占む。一昨年度に於ける總産額一億五百萬圓を算す。而して其主要なるものを、石炭及銅となす。石炭に就ては、前述せるが如し。銅は、世界の銅産地たる、米國、墨國、西班牙及葡萄牙、濠洲等と伍し、第四五位にあり。米國には、遠く及ばずと雖ども、亦本邦の一大富源たるを失はず。

其他工業に於ては、造船業の發達するあり。交通業に於ては、鐵道哩數の延長、船舶噸數の増加するあり、金融業にありては、預金の増加、手形交換高の増加郵便貯金の激増するあり。着々として、經濟界の發達を見ることを得べきものありとす。

以上、我殖産興業の一端を略述せり。之に據れば、四十年前にありては、金錢を計ふることを以て、士大夫の耻づべきこととせし思想を有せし國民も、

時勢の要求
と國民教育

僅々四十年間、時勢に要求せられて、如何に其耻づべき事業となしたるものに努力したるかを見ることを得んか。殊に、我經濟界の發展は、三十七八年戰役後にあるより推せば、國民は、世界現時の趨勢に促され、國家存立上必然の要求に驅られ、奮然として、經濟活動をなし、俄然として、斯業の發展を得たるものなりとせざるべからず。換言すれば、國民は時勢の要求に應じて活動したる結果に外ならざるなり。斯の如く、之を四十年前と比すれば、國民の思想に於て、又其實際の活動に於て、著しき差異の存するあり、其進歩の跡歴々見るべきありとは云へ、之を本邦の強國として存立せざるべからざる現狀に鑑み、其將來を推考し、又之を他強國の經濟的狀態に比較すれば、我國經濟狀態は誠に憐むべきものあり。今後國民の發奮努力に待たざるべからざるものあるは、何人も之を否定することを得ざるべし。

國民教育の任に當る者は、將來に於て、此要求に應じ、大なる經濟的活動をなすべき有爲の材を作ること、を以て、國民教養の一要旨となさざるべからず。經濟の事たる、從來、之を經世家、實業家の手に委ねて、全く教育者の關與

するものに非ざるかの感なきに非ざりしは、現今國民教育の任に當るもの、反省顧慮せざるべからざる點なりとす。

第二節 時勢は國民に立憲的活動を要求す

國民の活動には、種々あり、其中に、政治的活動なるもの、存することは、前既に述べたるが如し。抑も政治は國家經綸の途なり。此途に従ふもの之を稱して、政治家といふ。今國民は政治的活動をなさざるべからずと云ふは、國民をして、悉く、政治家たらしめんとするの義に非ずして、之を廣義に解せざるべからず。國民は、皆、國家の統治權に服従し、國憲國法を遵奉し、與へられたる權利を尊重し、義務を履行し、自治の精神に富み、能く、地方自治團體の利益を進め、以て國政の發達を計り、國運の伸張を期せざるべからず。此意義に於ける、國民の活動、之を稱して、政治的活動といふ。而して、現代の政治組織に於て、適當なる國民生活をなささんがためには、國民は各種の要求に従はざるべからず。今、其要求中、重きもの、名をとり、之を立憲的活動と稱

す。即ち、現代の政治的生活に於て、國民は、立憲的ならざるべからざること、を記せざるべからず。

徳川氏、大政を奉還し、王政復古、明治維新となり、國民生活に、一大變化を來すに至り。國民の政治的活動に於ても、亦變革を生ずるに至りしは、又云ふを要せず。明治天皇踐祚、新政をしかせ給ふや、天神地祇を祭り、五箇條の御誓文を告げ給へり。之れ實に、明治元年三月十四日なりとす。御誓文に宣はく、

- 一、 廣く會議を興し、萬機公論に決すへし
- 一、 上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし
- 一、 官武一途、庶民に至るまで、各其志を遂げ、人心をして、倦まさらしめんことを要す

- 一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くへし
 - 一 知識を世界に求め、大いに皇基を振起すへし
- と。畏くも、之れ、陛下の、吾等國民に、新時代に於てなすべき活動殊に政治

的活動に於て、據るべきの方針を示し給へるものにして、實に明治時代の國是なりとす。

爾來、此大詔に基き、國家の活動は、着々として其歩を進め、明治二年には、藩を廢して縣を置き、地方分權の制は、變じて中央集權となり、封建時代の階級制度は破れて四民平等となり。陛下の臣民として、悉く其德澤を蒙るに至れり。明治七年には、地方長官會議を興し、又元老院の設置となり、明治十一年には、府縣會の制なり、明治十四年には、明治二十三年を期して、帝國議會開設の詔を下し給へり。而して、翌年、憲法草案の起稿を命じ給ひ、遂に明治二十二年二月十一日、帝國憲法を發布せられ、明治天皇は、祖宗の神靈に對し、皇室典範及憲法の制定を誥げ給ひ、臣民に對しては、憲法發布の勅語を下し給ふ。勅語に宣はく、

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニヨリ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以

皇室典範帝
國憲法の御
制定

テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ我カ臣民ノ忠實
勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此光輝アル歴史ノ成跡ヲ貽シタルナ
リ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其朕カ意
ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ
宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ
分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

帝國議會開
設

と。陛下は、國家の本基を鞏固にし、帝國臣民の慶福を増進し給ふの聖意より、此千載不磨の大典を發布し給へり。翌年十一月、帝國議會、初て開設せらる。斯の如くにして、我帝國は、立憲政體となれり。實に、有史以來の一大變革なりといふべし。而して、地方には、自治の制度を布かれ、明治十一年郡區町村編制法、同二十一年、市町村制の發布せらるゝあり、爾來、國民は又自治體の一員として、生活するを得るに至れり。

又維新以來、帝國法典は、漸次に編纂せられ、各種の法律制度、漸次に完備し、行政司法の各機關整備せられ、今や完美なる法治國民となり、國民政治生活

帝國法典の
制定

の基礎確實鞏固なるものあり。爾來、法律制度は幾たびか、創設改廢せられたるものもありと雖ども、國民は、明治維新の大詔を國是とし、憲政運用の下に、政治的生活を營み、以て、今日あるを致せり。

以上略述せる、明治維新以來、吾國政治狀態の變遷發達を顧み、之を封建時代に比し、吾人現在の生活に及ぶ時は、前後相比し、政治生活をなす上に、幾多の差異あることを發見するを得べし。試に、其主要なるもの二三を擧げんか。今日に於ては、國民は、何人も、等しく、陛下の赤子たり、直接に忠良の國民たることを得べし。本より、昔日にありても、國民は、天皇の臣民に非ざるはなしと雖ども、制度のしからしむる處、其政治生活に於ては、皇室と臣民との間に、殆んど絶對の權力ある藩主及び將軍あり。人民は、其下に隸屬服従して、行動せざるべからず。しかるに、今やしからず。國民は、各其分に應じ、能に從ひ、直接に忠良の臣民として活動することを得。又共に、等しく聖恩に浴することを得べし。昔日に於ては、國家施政の事は、下人民の關する所に非ざりしが、今や、上下共に國事に任じ、其重を擔任すべき義務ありとす。昔

日にありては、民をして由らしむべく、知らしむべからざるものなりしが、今や、民をして由らしめ、知らしめ、且爲さしむるに至れり。換言せば、昔は全く他動的なりしが、今や自活的活動を要求するに至れり。又昔日は治者の任意により、人民の行動を規制するものありしが、今や、確然たる法律命令の存するあり、國民は、其命する所に由て行動す。又法律によりて、吾人の生命財產等の安全を確保せられ、且昔日には、夢想するだも及ばざる自由と多くの權利とを得たり。憲法の命する所により、國民は、參政權を得るに至りしが如き、實に、曠古の大事なりとすべし。最後に、昔日にありては、個人の活動は、其影響、僅に、居住地に限るか、或は一藩に關するに止りしが、今やしからず。一市町村民としての政治生活は、其市町村は、勿論、直接に國家に影響するのみならず、國際上に關係することなきに非ず。即ち個人の政治的生活の關係範圍廣く、其影響の及ぶこと又速なるに至れり。

以上述ぶるが如く、吾が國民の政治生活は、古今により、著しき差異あるを見るべし。抑も、我國民は、明治維新の初を去ること、既に四十餘年、憲法發布

の年より、既に廿餘年を経たる今日に於ては、明治維新の際、下し賜ひし大詔の御趣旨を遵奉し、憲政治下の民として、其活動著しき者あるべきの理なり。されど、舊時代の思想と習俗とは、必ずしも、一朝にして消滅するものにあらず、制度法律は改變せらるゝも、既有的思想と習慣とは、之と共に、しかく、容易に變移することを得べきに非ずして、一面には社會實際の生活上、自然的要
求に驅られ、一面教育によつて、智能を啓發せられ、以て始て、時代の要求する
正當なる生活に入り、又其思想を抱くに至るべきものなりとす。實際の狀
態より察すれば、現代の國民は、未だ必ずしも、憲政治下の民として、其活動完
全なりと云ふべからず。又自治制度に於て、完全なる能を具へたりと稱す
べからず。しかのみならず、舊時代の思想、未だ、國民の頭腦を去らざるもの
もなきに非ざれば、國民教育は、將來の國民をして、時代の要求する政治的生
活の眞義を理解せしめ、時勢に適合する活動をなすの能を附與せざるべか
らず。

第三節 國民教育は現代の文化に適應

せんことを要求す

文化とは何ぞ

文化の二別

吾人々類は、生物として、他の生物と同じく、自然界の法則に左右せられて
生息す。而して、又一面に於ては、其靈妙なる精神作用により、自然を制服し、
之を利用して、他の生物よりも、優勝なる位置を占む。人類の精神作用精鍊
せられ、且勤勞によつて、自然を征服したる状態、之を稱して、文明開化といふ。
通例、文化を別ちて、精神的文化、物質的文化となすことあり。精神的文化
とは、精神作用の眞理を闡明し、善美を認識感知する力、發現して、宗教、道德、美
術、文學、科學特に精神科學の發達せる社會の狀態を稱し、物質的文化とは、人
類の自然界を征服利用したる結果、形而下に現れ、直接、人類日常の生活に康
福を與ふる状態を稱するが如し。原始的人類は、たゞに自然の勢力に支配
せられ、其生存を保つに過ぎざりしも、生存上の必要と自然の經驗とは、彼等
の精神作用を發達せしめ、其精神的物質的要求を満たさんとする意志と努

力とは、自然征服の範圍を擴め、其得たる結果を後代に傳へ、之を受くるものは、更に利用の範圍を擴張し、遂に今日の開化事業なるものを生ずるに至れるなり。開化史によれば、人類は、始め、獸獵的生活、次に遊牧的生活、次に耕作的な生活より、工業的商業的生活の段階に進みたりといふ。以て、吾人々類のなせる、自然征服利用の範圍漸次に擴張せられ、又從て、其精神作用の高上せられたるを知ることを得ん。

前世紀に於て、歐米の科學は、其進歩の著しき、空前と稱すべく、其應用は、社會百般の狀態に影響を與へ、田舎的生活狀態を變じて、都會的ならしめ、農業的狀態を商工業的ならしめたりと稱せらる。而して、日常の生活上、人類の康福を増進するに至りしは、實に著しきものありとす。本邦歐米の文化を輸入せしより、僅に四十餘年能く、此短日月の間に於て、彼に學び、長足の進歩をなせりと雖ども、物質的文化の普及發達の程度に於ては、遺憾ながら、未だ彼に及ばざること遠しと云はざるべからず。

抑も、近世の文化、特に其物質的文化の、著しく、進歩發達したる原因は之を

文化の進歩

近世文化の
進歩と自然
科學

自然科學の進歩に歸せざるべからず。自然科學は日に月に進歩し、其應用範圍の擴張せらるゝ、殆んど底止する所を知らず。其結果、小は個人の日常生活より、大は、一國の殖産興業、軍備等に及び、個人の生活を幸福ならしめ、國家の富強を増進するものあるは、何人も認むる所なりとす。

個人の日常生活より見るも、其缺くべからざる衣食住の如き、其種類は増加し、品種は改良せられ、其生活を至便ならしむる各種方法の發見せらるゝあり。其社會的生活に於ては、通信交通の便利、衛生上の設備等、日に月に改良進歩し、人生の安寧幸福を増進せること、擧げて數ふべからざるものあり。之を殖産興業の方面より見るに、農業上に於ては、各種農具の改良、施肥、耕作法等の改良となり、其収入を増加し、品種の改良等を見るに至れり。元來農業の如き自然利用の方法は、比較的早き時代より行はれ來り、又其性質上、近世科學の進歩に因り、商業に比しては、激進したる跡を見ることを得ずと雖ども、科學應用の影響の及ぶ所、決して尠きに非ず。しかるに商工業に至りては、最も著しき影響を受け、正に、一新時代を劃するに至れるを見る。手

工的工業は、變じて、機械業となり、家庭に於て行はれたるもの、工場組織となり、動力の供給は、其製産額に影響する等、斯界の一大變化を生ずるに至れり。又汽車、汽船、電信、電話の發明の運輸交通上に及ぼす便利は云はずもがな。近來飛行機の發明となり、海陸空中の利用自由ならんとするに至れり。特に、近來、益々盛ならんとするは、電氣事業なり。電話、電信等は、其後改良に改良を加へ、無線電信、電話の發達は、著しく、斯界の一大進歩を證明するに至れるのみならず、近時に於て、今を去る三十年前には、殆んど、存せざりし、強電流を應用せる電氣事業の、急遽なる進歩をなすあり、工業の原動力として、殖産興業を發展せしめ、日常の生活を裨益する等、今や電氣事業の發達は、汽力時代を變じて、電氣時代となさんとするに至れりと稱せらる。其他、各自然科學の進歩は、日に月に新なるあり、其自然利用の範圍益々擴張せられ、殖産興業上に與ふる利益、渾大なるものありとす。

科學の應用は、以上の如く、平和の戰爭のみに止らずして、眞の戰爭にも及べり。之を日清及日露の戰爭に見よ。本より相手なる國の進歩は異れど、

兩戰役は年を経ること僅に十年、明治三十七八年の戰役に於ては、曾て前戰役に於て、國民一般の耳にせざりし、各種の武器の用ひらるゝあり、築城、攻城の方法等の前に存せずして、後に存せしものあるなど、軍事に素人なる吾人と雖ども、今尙之を記憶する所なり。殊に、海陸軍を通じて、武器の威力大に加はれるに至りしは、前後同日の論に非ざるが如し。抑も戰は人力と、器械力とに因らざるべからず。而して、科學の進歩せる歐米にありては、恐くは我國人よりも、器械力を尊重すること大なるものあらん。されば、今日、競うて、科學を軍事に應用し、或は兵器の改良となり、或は造艦に苦心し、或は輕氣球、飛行機を利用する等、其進歩の速なる、最新型と稱する軍艦の建設中、更に新型の出るを見ても、其一端を知ることを得べきが如し。或は曰く、將來の戰爭は、知力の戰爭なりと、一半の眞理を含むの言なりとすべきか。

斯の如く觀じ來れば、今日の開化は、自然科學の進歩によりて、生出せられ、其自然利用の方途、優秀なる位置を占むるものは、其個人の物質的生活を高め、其國家を富強ならしむるに至ることを知るを得べし。かの歐米國民の

生活程度、我に優ること數等、其國力の増進、我の比肩することを得ざるある、蓋し、偶然に非ざるなり。

抑も、我國文化の發達は、其精神的方面に於ては、由來する所遠しと雖ども、其物質的方面に於て、今日の開化社會に入りしは、僅に四十年に過ぎず。我國國民の、未だ、眠を貪りつゝある間に於て、彼國民は、地理學、造船術、航海術等の進歩により、世界を周航し、交通貿易をなし、殖民地を得たり。各種機械の發明動力の利用等は、忽にして、工業上大發展をなし、運輸交通上の便を得、其他學術上諸般の進歩は、相合して、個人の生活を安寧幸福ならしめ、其國力を増進し、以て今日の盛況を呈するに至れり。我國國民は、一たび、彼等開化社會の狀態を見、初は、之を模倣し、後其根柢を尋ねて、かの國民に及ばんとし、更に之を凌駕せんとする抱負あるものなきに非ざれど、悲哉、事實に於て、及ばざるなきに非ず。

根柢とは何ぞや。自然科学の進歩、自然利用の方途之なり。最近四十年に於ける我自然科学の研究盛ならずとせず、又發明發見もなきに非ず。而

我國文化の
發達

我國自然科
學の進歩

して、學者の研究に於て、或科學尠くとも其一部の研究に於て、彼國學者の研究を凌駕せるものも之あるべし。しかれども、之を全體の上より觀察し、殊に國民全般の有する科學的思想、其應用の力に至りては、吾人は、遺憾ながら、彼此相比し、我國國民の劣れるを認めざるべからず。

或は北里博士の醫學に於ける、或は大森博士の地震學に於ける、或は木村博士近來の發見といひ、或は某々博士の某々研究といひ、學者としては、造詣の深き、其研究の結果、學術の上に、人生の上に、裨益を與ふること大なるものあり、内外共に敬意を表すと雖も、一般國民の科學思想の進歩、其應用の能に至りては、二三學者の卓越する割合に進歩せるに非ず、依然として、舊狀態に止れる觀なきに非ず。試に、家庭の生活を見よ。日新科學の進歩は、いかなる點まで應用せられつゝありや。田舎に於ては、行燈のランプに變じたる差こそあれ、大體に於て、四十年前の舊生活を墨守するに止るもの少からず。都會地にありては、科學應用の結果、漸次に普及せらるゝありと雖ども、瓦斯を使用するに當り、先づ、瓦斯管の栓を開きて後、燐寸に點火するが如きもの

もあるに非ずや。電燈を用ひて、終夜燈は、終夜之を用ふるも、電燈料に關係なきの故を以て、無用の場合にも之を點じ、他に對しては、光力を減じ、自らは、ホヤの持久力を減ずるを知らざるものもあるに非ずや。建築上、多少の工夫考案を用ふる時は、通風採光は本より、家屋使用上幾多の便利を得べきものあるに拘らず、徒に舊弊に拘泥し、頗る不健康なる家屋を建築するものもあるに非ずや。甚しきは、今日尙方位家相などを憂ふるものあるに至りては、果して、之を文明國民と稱することを得るや否やを疑はずんばあらず。

前節に述べたる、我殖産興業の進歩せざる亦故なきに非ず。多數の農民は、徒に舊習を墨守し、商工業も亦舊習に拘泥して、現代の進歩に伴はざるものなきに非ず。自然利用の範圍程度に於て、發明工夫の力に於て、未だ足らざるものあるは、諸般の事實の之を證明する所なり、例へば、專賣特許の件數を見るに、明治二十年には、出願九百六件中、特許を得たるもの百九件、三十年には、出願千五百四十二件、特許百八十八件、四十年には、出願五千五百三十六件、特許二千七百六件、通じて外人の出願特許をも包含す、一見、其進歩の著し

きを認めざるべからずと雖ども、其多くは、農具、日用品、藥品等過半を占め、諸機械殊に其大なるものに至りては、誠に寥々たるものあり。世界的工業機械としては、宮原氏の水管式汽罐、豊田氏の豊田式織機等、僅に、十指を屈するに足らずと稱せらる。されば、前節にも述べたるが如く、重なる機械は、殆んど、之を外國の供給に仰がざるべからざる状態にありとす。抑も、機械の輸入は、其原料を得るの難易、價格の關係、及需用關係等により、或は、其供給を海外に仰ぐを便とすることもあるべしと雖ども、又一方には、我國民の發明工夫の力、微弱なるを證するものと見ざるべからず。飛行機の如き、彼は、既に實用の域に入れりとさへ傳ふるに、我の現状未だしからざるものあり。之れ其研究上に要する經費の別あるがためのみ、に非ざるべし。

更に、電氣事業に就て見よ。水力電氣事業の原動力は、瑞典諾威の如き小國すら、人口一千人に付百馬力以上を算し、其他の國にありては、少くとも、十六馬力乃至八十馬力の原動力を使用するに拘らず、我國に於ては、僅に、三馬力餘に過ぎず。此現象は、云ふまでもなく、工業の不振を示すものなり。換

言せば、自然力利用の量に於て、又電氣工業の範圍に於て、いかに狭少なるかの一端を窺ふことを得べし。

以上述べ來れる、諸般の事實によりて考ふるに、我國民は、現代開化の域に入りたれど、之に適應すること、未だ十分ならざるものありと云ふも、敢て不當に非ざるべし。既に、前にも屢々云へるが如く、物質的文化なるものは、人類の自然を征服利用したる結果の、形而下に現れたるものにして、其結果個人の康福を増進し、國家社會の富強繁榮を來すに至るべし。

されば、我國民の文化、未だ十分發達せざるものありとせば、我國民個々の康福、國家富強の程度、未だ高上せられざるものあることを意味することとなるべし。

國民教育は、此現狀に鑑み、將來の國民たるものをして、能く、當代文化の進歩發達の狀態に適應せしめんことを期せざるべからず。即ち、人類の自然を征服利用したる方法及努力を十分に會得せしめ、既に先人の征服利用したる跡につきては、其範圍に於ても、其量に於ても、十分に、之を利用し得る力

を得以て之を個人の生活、國家生活の上に、實現することを務めしめざるべからず。尙進んでは、更に一層自然利用の範圍を擴め、益次代の文化を進め、人類の康福を増進し、以て之を後代に傳ふる覺悟をなさしめざるべからず。現代文化は、自然科學の産む所なることは、亦前述したるが如し。故に、國民教育にありては、將來の國民に對して、科學的思想を附與し、其知能に因りて、自然を征服し、利用することをなさしめざるべからず。抑も、文化に適應すとは、單に、其外形を模倣するに非ずして、其根柢に達するを旨とすべし。根柢に達せんがためには、自然科學の進歩に待たざるべからず。即ち、科學思想、國民に普及し、又卓越せる科學者輩出し、其發明發見の結果、日常の生活、殖産興業等の上に實現せられて、初て、根柢ある文化の域に入れりと云ふことを得んか。國民教育は、實に、國民をして此域に達せしめんことを期するにあり。

顧みれば、世界科學の進歩は、日に月に其面目の新なるものあり。文化の發達、年と共に其趣を異にせり。而して、其進歩發達の旺盛なる國民は、優勝

なる位置に立つことを得るは、自然の數なり。我國民たるもの、此大勢に鑑み、其文化に後れざらんことを期すべく、國民の教育は、其文化に適應して、又敢て後れざらんことを務めざるべからず。

吾人は、本節に於て、主として、物質的文化、自然的科學に就きて、論述せり。文化は、本より、物質的文化のみに非ず。又自然的科學の進歩によりてのみ、文化を生ずるものに非ざるべしと雖も、特に、時勢の要求を顧慮し、現代國民の缺陷を反省し、重を物質的文化、自然科學の進歩に置きて、説述せり。一般文化の進歩に適應し、又文化の諸要素をすゝめざるべからざるは、勿論なり。

第七章 戊申詔書と國民教育

戊申詔書

國家の隆昌と臣民の康福とに、大御心を注がせ給ふの厚き、明治天皇は明治四十一年十月十三日、詔書を下し賜ひて、

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ

戊申詔書下賜當時の國狀

慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

と宣へり。世に之を戊申詔書と稱し奉る。

時は、明治三十七八年の大戦役後、僅に三年、國運遽に發展して、歐米最強國と伍するに至りたれど、國民の實力を顧み、國家の將來を察すれば、有識憂國の士と雖ども、戦後の經營として、とるべき最良の途に於て、據るべきの方針明ならざるものあり。又社會は、戦勝の餘榮と、國運の急激なる發展とに動

かされ、動もせば、華奢荒怠に陥り、自強の精神を失はんとするものもなきに非ざりき。此時に際し、明治天皇は、吾等國民に對して、戊申詔書を下し賜へり。

詔書一たび下賜せらるゝや、上下舉りて、其御趣旨の存する所に副ひ奉らんことを務め、國民活動の方針、柄として、明なるに至れり。學者及教育者は、詔書を述義し、其御趣旨を、世人一般に了解せしめんとし、今日まで、新聞雜誌、著書に於て、或は講演に於て、或は學校の教授に於て、各々努力する所ありき。されば、其御趣旨の存する所も、明なるに至り、今吾人の述義を要せざるが如しと雖ども、元來、詔勅の如きは、あらゆる方面より、之を見奉り、又屢々、之を研究して、御趣旨を徹底するに、遺漏なからんことを期せざるべからずと信ず。故に、吾人は、吾人の見る所を述べ、國民教育との關係を明にせんと欲す。之れ、詔書に宣ふ御趣旨を達する一端なるべければなり。

戊申詔書の述義をなすに、吾人は、左の二點より、御趣旨の存する所を見奉らんと欲す。

戊申詔書と
釋義

國家の行爲

- 一、 戊申詔書は、治國の要道を示し給ふ。
 - 二、 戊申詔書は、國家的道德を示し給ふ。
- 以下、之に就きて、説明せん。

抑も國家は、一種の社會にして、統一ある人類の集合團體なりともいふべく、或は、一定の土地と、一定の人民とを以て生存し、獨立唯一の主權を以て、統治せらるゝ團體なりとも云ふべし。最も、法的に、之を見る時は、國家は、主權の主體なりとも云ふことを得べし。即ち或は社會學上より、或は國法學上より、下せる定義は、種々あるべしと雖ども、事實に於て、一種の團體として、行爲をなすものなることは、明なり。既に行爲ある以上は、其行動に道あり、法あり。道あり、法あれば、正邪善惡も存すべし。今若し、濟世經國の意義より、國家の行爲を見る時は、之を稱して、政治と云ふことを得べく、其道、其法は、治國の道に外ならざるなり。若し、之を道德上より見る時は、其行爲は、國家の道德的行爲なり。其道、其法は、道德法に外ならざるべし。善惡正邪といふも、其歸着點は、一なり。政治上、善政と稱するもの、又は良法律と稱するもの

は、道徳上よりも、正善のものなるべく、世に悪政といひ、曲れる法律といふものあらば、道徳上に於ても、邪惡のものならざるべからず。例令、歴史的事實としては、正義と、政治法律と一致せざる場合もなきに非ざりしと雖ども、時勢の進歩、人類知徳の發達に伴ひ、兩者は、自然に一致するに至れり。要するに、國家は、行爲の當爲者なり。其行爲の名こそ異れ、共に、正善の道を踐まざるべからず。之を稱して、國家の道といふ。

戊申詔書は、之を仰げば、我國家の道を知ることを得べし。即ち政治の方面に於ては、治國の要道を示し給ひ、道徳の方面に於ては、國家なる集合體の道徳の、實行者としてなすべき道、換言せば、國家的道徳を示し給ふものならんと恐察し奉る。

(一) 戊申詔書は、治國の要道を示し給ふ。

昔日にありては、世界の國々孤立して存在し、彼此福利を共にすることを得ず。又相互に排擠して、自己の獨立を鞏固ならしむる所以なりとせり。我維新前の國狀の如き、明に、之を證明するを見るべし。しかるに、今や世界

の趨勢は一變し、文明の惠澤は、交通の發達と共に、國民の蒙昧にして之を受けざるに非ざる限り、何れの國にも及ばざるなく、又國家は、到底孤立しては、其獨立を鞏固にし、國民の福利を増進することを得ざるが故に、國家共存國際共同の主義に基き、國家の獨立を保全し、其國運を伸張せんことを期せざるなし。而して、一國家の事件は、其性質によりては、他の國家に影響を與ふること大なるものもあれば、其關係範圍頗る廣きに至れり。されば、世界の平和と人類の幸福とを保全せんがためには、勢ひ、國際共同の要を感ずること、益大なるに至れり。

願れば、明治維新の初、明治天皇、開國進取の國是を定め給ひしより、我國民は、先進國につきて、文明を輸入し、其惠澤を受け、又我より文化の度低き國に對しては、之を啓發して、其惠澤を蒙らしめ、國交は、年と共に親密なるに至り、條約を締結するもの、廿三箇國に及び、殊に、東洋の平和を保障し、我國の獨立を鞏固ならしめんがためには、日英同盟、日露協約の如きものも成立するに至れり。斯の如く、我國家のとれる對外關係に於て、維新以降の事實を見

れば、聖意の存する所を察し奉ることを得べし。明治三十七八年以後、國運益々發展し、國際關係益々複雑となれる時に際し、特に、戊申詔書を下し賜ひ、其第一段に、

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス

と宣ひ給ひて、先づ、國家共存、國民相濟、共福利の義を示し給へり。更に、朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス

と宣ひ給へるは、國際共同、國家親和の要を、國民に示し給へるものなるべし。要するに、詔書の第一段は、之を拜讀して、現時の國際關係上より、我國家のとるべき、治國の對外的要道を示し給ふの御趣旨なるべしと信ず。

詔書第二段に於ては、
願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ

内治の要道

と宣ひ給ひて、國家共存、國際共同によりて、我國民の享くべき、福利は、内國運の發展に待たざるべからざることを示し給ひ、更に、

戦後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス

と宣ひ、有史以來空前の戦役後に於て、國家の行ふべき政治更張の要を明にし給ひ、施政者及國民に對して、此際、服膺すべき心得として、

宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

と宣へり。之を要するに、第二段に於て、示し給ふ所の聖旨は、國家内治の要道を示し給ふものなるべし。

詔書の第三段には、

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

と宣へり。按ずるに、國運の發展は、既に、第五章に述べたるが如く、偶然に生

本 國運發展の

するものに非ずして、歴代天皇の御聖徳により、下吾等の祖先が忠良なる努力をなしたる結果、今日、歴史の成跡に見ることを得るが如き、隆運を見るに至れるなり。歴代天皇の下し給ひし御詔勅に於て、吾人は、歴代天皇の臣民を慈しみ給ひ、國運發展の爲め、いかに、大御心を注がせ給ひしかを察し奉ることを得べし。されば、詔書は、第三段に於て、國運の發展の本は、皇祖皇宗の御遺訓と歴史の成跡とにあることを示し給へり。今日の國民たるもの、宜しく、皇祖皇宗の御遺訓を釋ね、吾等祖先の努力の結果を明にし、之を基礎として、更に、國運を發展せしめんことを期せざるべからず。

詔書は、第四段に於て、宣はく、

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

と。按ずるに、時勢の進運、世界の形勢は、年と共に、推移し、内外の事情複雑なるものあり。特に、戦後に於ける國家の事業は、頗る多事なりと云はざる

べからず。既に、第六章に述べたるが如き、經濟的事情を見るも、其一班を考ふることを得んか。詔書は、内外の形勢多事なる時に際し、陛下は、臣民の協翼に倚藉して、明治維新の宏圖を擴充し給ひ、祖宗の御威徳を益々發揚せんことを望ませ給ひ、吾等臣民に、聖意を奉體せよと仰せ給へり。吾等臣民たるもの、方今の世局に對し、努力勵精、聖旨に副ひ奉らずして可ならんや。之を要するに、治國の要道を示し給ふものとして、戊申詔書を拜讀する時は、第一段に、我國家の對外的活動、第二段に、國家の内治、第三段に、内治の根本、第四段に、國民に望ませ給ふ大御心を述べさせ給ふものと解し奉るべし。

(二) 戊申詔書は、國家的道德を示し給ふ。

國家を道德行爲の當爲者として見る時は、其なすべき本務を大別して、左の四とす。

- 一、國家の自己に對する務。
- 二、國民の國家に對する務。
- 三、國家の國民に對する務。

四、國家の他の國家に對する務。

今一々詳細に、以上の責務を述ぶることを略し、簡單に、其要點のみを摘出せん。西村茂樹氏著
徳學講義參照

對自己の務

(一) 國家の自己に對する務。個人の道德に於て、個人は、自己に對して其身體の健全を保全し、其知能を増進せざるべからざる責務を有するが如く、國家は、其自身に對して責務を有せり。國家の自己に對する務を大別して二とす。國家の存立及國家の發達を計るべきこと之なり。

國家の存立上務むべきことは、其獨立を保全し、其存立上必要なる害惡を除去するにあり。即ち、國家は其獨立を保全せんがため、國家の生活上必要なる方法を講じ、其作用を營むに必要な機關を設く。又其存立に害あるもの、例へば、天災地變の如き國土に害を與ふるもの、暴動叛亂の如き國民に害あるものを除き、又外寇の防禦をなさざるべからず。此の如く其存立を保全し、之を妨ぐるものを除くは、國家の維持存立上より、國家は、國家自身に對してなさざるべからざる義務なりとす。而して其保全上必要なる手段

は之を國民の供給に仰がざるべからず。即ち國民の財産と勞力との幾部をとりて、之れを國家保持の用に供す。課税、兵役の如き之なり。課税、兵役は、國家が、之を國民に課する形に於て行はると雖ども、元來、國民は、皆國家の一要素たるが故に、自ら租税を納め、兵役に服するは、國家の一部たる自己は、自己に對する務を行ふものにして、他の爲になすの務に非すと見ることを得べし。

國家は、又自己の發達を計らざるべからず。故西村博士は、曰く、國家の如何なる部分を進歩發達せしむべきかと云は、(一)土地、(二)人民、(三)政治結合の堅固、(四)財貨及有形の元質、(五)人民の健全、(六)公衆の知識、(七)公衆の道德是なり。是を行ふに、二條の訓言あり。其一は、如何なる進歩發達を行ふも、決して、道德の範圍の外に出づべからず。其二は、必ず、國民の幸福安全を以て目的とすべきこと是なり。と。吾人は、(一)國土、(二)國民、(三)國家の活動に就て、國家の發展を考察せんと欲す。

國土は、國家の一要素なれば、之を擴張することは、國家の發展を意味する

ことゝなるべし。古にありては、侵略攻伐によりて、他國の領土をとり、自國の版圖を擴張せり。近く前世紀の初に於ても、ナポレオンは、歐洲の天地を席卷して、大帝國を建設せんとしたる事實なきに非ずと雖ども、今や侵略攻伐によつて、他國の領土を獲得せんとするが如きは、國際上、道德上到底之をなすことを得べきに非ず。偶々、正義を以て戦ひ、其戰捷の結果として、敵國の領土を獲得ることなきに非ずと雖ども、人類平和の精神發揮せらるゝに従ひ、此の如き事實も、今後益尠きに至るべし。されば、大體に於て、今後領土を擴張せんことは、到底之を望むことを許さざる所なりとす。たゞ、自國の領土權を確實に保持し、其國土に於ける土地を實業的に利用し、又他國の領土に對しては、其領土内に於ける商工業的勢力を擴張することを以て、發展の道と見做さざるべからず。

國民は、亦國家の一要素なれば、國家の進歩發達は、國民の進歩發達に待たざるべからざるは云ふを要せず。國民の進歩發達とは、其身體、道德、知識の進歩發達なり。又人口の増殖なり。即ち、其質と量とに於ける進歩發達なり。既に前にも云へる如く、現今殆んど何れの國家に於ても、國民の量的方面に於ては、寧ろ其過多なるに苦しまんとする弊なきに非ず。従て、國家の發展を計らんが爲には、適當なる節制の途を講せざるべからず。適當なる途とは他なし。殖民の策之なり。現時人口過多の弊ある國家の苦慮する所實にこゝにありとす。

國家の活動は、國家の進歩發達に關すること、亦云ふを要せず。國家は、政治、經濟、教育等の諸機關を完備し、其精神的及物質的活動を旺盛にし、以て、自己を發展するの途を講せざるべからず。

(二) 國民の國家に對する務。國民は、國家に對しては、忠良の臣民たらざるべからず。我國民にありては、皇室を尊敬し奉り、忠誠無二の心を以て、之に奉事し、國憲を重んじ、國法に遵ひ、進んで、兵役、納税の義務を盡すを以て、其主なる務とす。

(三) 國家の國民に對する務。國家は、國民に對しては、其權利を保護せざるべからず。身體、財產、信教、言論、居住に關する權利は、我憲法の保障する所なる務とす。

るが、其他、國家は法律によりて、與へたる國民の權利につきては、之を保護する所なかるべからず。又國家は、國民を教育して、其身體知識道德の進歩を計り、殖産興業の途を講じ、國民をして、其堵に安せしめ、國民の蒙る害惡を除きて、其生活を安穩ならしむる等、之を國家の國民に對する務となす。而して、此の如きは、一に、國政の局に當るもの、政治の運用に待たざるべからず。(四) 國家の他國家に對する務。現今に於ける國家は、共存主義、國際共同主義の上に、互に成立するものなることは、前既に云へるが如し。而して、斯主義は、政治上の原則として、成立することを得んが爲には、其根柢に、道德的權威を具ふることを要す。元來國家は、相互に利害を異にする場合、尠きに非ず。若し、共存といひ、共同と稱するもの、單に、利害より打算して、便宜上認めらるゝに過ぎざるものとせば、一旦利害の衝突する場合に於ては、到底、其主義の成立を見ることを得べきに非ざるべし。たゞ、こゝに、共存、共同は、道德法なるが故に、例令利害の相反する場合に於ても、相互に折衝し、和衷して、國家の利己心と認むべき點を抑制することを得べし。換言せば、共存共同の

道德的理法は、暴力に訴へて、勝を制せんとする害を除き、國家は、相互に其成立を完うすることを得べしと云ふべし。故に、國家共存、國際共同の主義は、單に政治の原則たるに非ずして、國際道德の理法たり。國家は、相互に此理法を守らざるべからず。之を國家相互の務となす。

國家共存、國際共同の主義の下に、成立するの國家は、互に、正義を守りて、他の權利を侵害することなく、信實を以て、約束を行ひ、禮義を以て、相接し、相互に國の威嚴を尊重し、好意を以て、他に對し、其福利を共にせざるべからず。若し、夫れ、不幸にして、事を干戈に訴へざるべからざるに至りても、尙相互に守るべきの道あり。一旦和約成るに及んでは、更に、國交を修めざるべからず。一言之を蔽はば、平和を尊重することは、國家相互の本務なりとなすべし。

謹んで、按ずるに、戊申詔書は、我國家の道を、國民に示し給ふものなりと解し奉るべし。即ち、第一段に於て、國家對國家の務を示し給ひ、第二段に於て、前半には、國家對國民、後半には、國民對國家の務を示し給ふ。又第三第四段

及詔書全體に於て、國家自己の務に關し御趣旨の存することを知るを得べく、第四段は、又國民對國家の務をも示し給ふものと見奉るべし。而して、全篇を通じて、平和を尊重し給ふ、御精神の存する所、誠に燎々たるものありとす。國家の一要素として、國家の生活に關與する吾等國民は、正に、詔書に示させ給ふ大道に由りて、進まざるべからず。

又按ずるに、昔日にありては、國家相互の間に、道德の行はるゝこと、極て、不確實なるを免れざりき。國家は、其利益の爲には、無名の師を起して、侵略攻伐を事とせること、世界の歴史上、其例尠きに非ざりしに因りても、之を知ることを得べし。しかるに、今や、國家相互の道德は、漸く、權威を有するに至れり。詔書の宣はせ給ふ、方今の御語は、政治上の意義に於て國際關係を示し給ふのみならず、又道德上に於て、國際道德の權威を有するに至りしことを示し給ふものとも解し奉るべきか。

從來、動もせば、我國民を稱して、好戰國民なりとし、我國家の政策を以て、侵略主義となせるものなきに非ざりき。一たび、戊申詔書を拜讀し、政治上并

に道德上、其眞義の存する所を知らば、忽にして、彼等は其誤解たることを自覺するを得ん。

更に、他の方面より、考ふるに、戊申詔書は、爲政者に對して、施政の方針を示し給ふものなりとなすべし。局に當るもの、外他國に對しては、修好和親の道を完うし、内國民に對しては、濟世救民、風教の改善、殖産興業等に關し、善政を施し、以て、聖旨に副ひ奉らざるべからず、詔書は、又一般國民に對しては、治國の要道、國家の道を明にし、國民生活の方針を示し給ふものなりとなすべし。一般國民たるもの、治國の要義を了得し、爲政者の方針に一致し、舉國一致、自強不息の精神を以て、現在及將來に亘りて、國運の發展を圖り、外國威を發揚し、内富強の實力を養はざるべからず。世に、或は、戊申詔書を、勤儉の詔書と解し奉り、單に、消極的に、奢侈を戒しめ、節約をのみ旨とすることを以て、聖意に酬い奉る、唯一の途となすものなきに非ず。此の如きは、詔書に示させ給ふ、全體の御精神に副ひ奉る所以に非ざるべしと信す。

國民教育の大任に當る教育者は、一般國民として、詔書の御趣旨を服膺し、

以て活動をなすべきは、云ふまでもなし。而して、教育者としては、又別に、將來の國民たる兒童に對して、詔書の御趣旨を明にし、彼等が、將來、國民的活動をなすべき場合に、據るべきの途を知らしめ、社會教育に關與しては、爲政者と協力して、現代國民に、御趣旨の存する所を知らしめざるべからず。故に、教育者は、一般國民に比すれば、正に、二重の任務を有すと云はざるべからず。

第八章 結論

約説一

前七章に亘り、吾人のなせる所論の要旨を、こゝに約言すれば、左の如し。
國民教育は、我國家を永遠に存續し、我國、我民族の圓滿なる發展を計るを以て、其本領となすものなるが故に、凡ての教育を通じて、其根軸たるべきものなりとす。我國民教育の大方針としては、柄として明なる、教育に關する勅語の存するあり。吾人教育者は、其御趣旨の存する所を達せんが爲に、努力奮勵する所なかるべからず。而して、之れが爲には、常に、左の眼目に留意し、國民教育の任に當らざるべからず。

一、國民教育は、國家の特色を基とすべし。

國家は、國家として、個々別々に存在せざるべからざる所以は、各其特色の存するが爲なり。國民教育は、此特色を基とせざるべからず。特色とは何ぞ。我國體なり。

二、國民教育は、國民性を基とすべし。

國家は、一定の民族を根軸として成立す。民族には、共通の性情あり。自ら他の民族の性情と異なるが爲に、國民的生活に特色を生じ、外部的表現に特色を帶ぶるに至る。此性情を稱して、國民性といふ。國民教育は、此性情を基とせざるべからず。

三、國民教育は、國民道德に重を置くべし。

國家の成立、民族の結合を鞏固ならしめんが爲には、國民道德に關する信念を養成せざるべからず。我國家の制度は、他に類例を見ざるものにして、崇祖敬神、忠孝一本の二大思想、之に伴うて生じ、一切の道德に特色を帶ぶるに至る。國民教育は、此根本思想を養成せざるべからず。

四、國民教育は、國運の發展に留意すべし。

國體なる大原則の下に、特種の國民性及道德を有する國民の活動は、過去及現在に亘り、國運の發展となりて、事實に表現す。國民は、祖先の努力を知り、現在の活動を旺盛ならしめんが爲、國運發展の跡を繹ね、以て、將來に於ける國家の隆盛を期圖せざるべからず。

五、國民教育は、時勢の要求を顧慮すべし。

(イ) 時勢は、國民に、經濟的活動を要求す。

(ロ) 時勢は、國民に、立憲的活動を要求す。

(ハ) 時勢は、國民に、現代の文化に適應せんことを要求す。

時勢は、常に變移して止まず。吾人は、時勢の趨く所を洞察して、其要求に適合し、又一面新なる時勢を作り、政治經濟其他各種の活動を完うし、以て、安寧幸福を享受せざるべからず。國民教育は、正に、此點を顧慮せざるべからず。

戊申詔書は、世界列強と伍し、國民生活を營むことに關し、大方針を示させ

給ふものなれば、國民教育は、其御趣旨の存する所に副はんことを期すべし。

以上述ぶる所の要旨を、更に簡約すれば、國民教育の本領は、二點に歸着せしむることを得べし。即ち左の如し。

一、固有の特色を維持發揚すること。

二、現代に處する活動力を養成すること。

國體、國民性及國民道德は、畢竟するに、其國其民族の有する歴史的特色なり。國民教育は、飽迄も、此特色を、民族の誇として、永遠に維持し、益々、其光を發揚する所なかるべからず。時勢に適合する國民生活は、現代、競争激甚なる社會に伍し、他の國家、他の民族よりも、優勝なる位置を占むるに必要なる活動力あり、初て、之を完くすることを得べし。國民教育は、此活動力を養はざるべからず。國運の發展は、其跡を見れば、固有の特色の發現なり、現在に於ては、現代國民活動の反映なりと云ふべし。

國民教育は、常に、此兩面を顧慮すべきものにして、偏輕偏重の失あるべからず。若し夫れ、固有の特色のみを顧み、時勢の要求を忘るゝあらんか。忠

君愛國の熱誠餘ありて、忠君愛國の實なき國民を作り、或は頑迷固陋の徒を生せん。又若し、時勢の要求のみを重んじて、固有の特色を顧ることなくんば、生活活動の力具はるとも、何等國民的意義なく、或は利己的のものを生せん。我國過去及現在に於ける思想及教育上の實行に於て、動もせば、其何れか一方に偏せるものもなきに非ず。國民教育の任に當るもの、其體を誤るなからんことを期せざるべからず。

以上、吾人は、我國國民教育の本領を説き、十分、之を明にせりと信ず。吾人の主として述べんとせし所、既に、之を以て終れりと雖ども、尙一言すべきは、今日の學校教育は、如上の本領を達せんが爲に、如何に施設經營せらるべきかに關すること之なり。之を詳細に述べんが爲には、別に、國民教育方法論なるべからず。吾人は、今之を述べんとするに非ずして、唯其一端につきて、一言せんと欲す。

先づ、概して言ふ時は、今日の學校教育は、實行的方面に重きを置きて、兒童生徒を養成せざるべからず。換言せば、能く知り能く考ふるの人を作らず

國民教育の
要求と學校
教育

實行的活動
的人物の養
成

て、能く爲すの人を作らざるべからず。材料の豊富なることを誇らんよりは、何事をか爲すことを得るの力と、不絶何事をか爲すの習慣を附與せざるべからず。今や、人の品性を陶冶するに、其靜的方面のみに着目するの時に非ずして、其動的方面を重んぜざるべからず。更に換言せば、今日の教育は、意志の陶冶に重きを置くべし。即ち、意志の活動量大に、其質強固に、持續力を有し、且つ正當なる方向に活動する意力を具備せるものを作らざるべからず。前にも述べたるが如き時世に處し、世界列強と伍して、我國家我民族の發展を期し、其特色を永遠に維持せんが爲には、結局、激甚なる競争に耐ふる意力を具ふる國民にして、初て、其任を完うすることを得べし。

米國の一教育學者は、現今教育の通弊を擧げて云へり。人性には、大體三種の型あり。一は、知識型にして、之に屬するもの、以て、學者思想家たるべく、二は感情型にして、之に屬するもの、以て、音樂者、文學者等となるべし。三は、意志型にして、軍人、實務家たらんもの等、之に屬す。而して、現今、學校教育の施設經營を見るに、全く、第一種の人物を養成せんとするに過ぎず。元來教

師は、概ね、思想型に屬する人にして、其受けたる教育も亦此様のものなるが故に、自己の性格と、其受けたる教育とを以て、直に、子弟に臨み、自己と同型に屬するものを愛し、單に、學校に於ける知識收得の成績のみを以て、子弟を批判し、將來、社會の實務に當りて、如何なる活動をなすことを得べきかにつきては、全く價値を置かざるを常とす。此に於てか、學校に於ては、劣等視せられたるもの、一旦社會に出る後、其活動、目覺ましきものあり、優等視せられたるもの、却て之に反する現象を呈すること尠しとせず。而して、社會の實際は學校教育に於て、重を置かれざる、第三種の型に屬する人物を要求すること、切なるものあり。今日の學校は、宜しく、其施設經營の方針を一變せざるべからず云々と。米國の教育、尙此弊ありとせば、我國の如き、尙更に甚しきものありと云はざるべからず。我國現時の教育に於て、正に頂門の一針とすべし。

初等教育に於ては、實行的、活動的方面に留意する所なかるべからず。事實統計の示すが如く、初等教育を受くるもの、多數は、精神的業務に従事するものに非ずして、身體的活動に従事するものたり、國民の多數は、其職業に於て、精神的業務に従事するものに非ず。斯る事實の明瞭なるにも拘らず、將來、思想家たり、精神的勞作者たる素質を具ふるものを標準とし、思考の修練を旨とし、所謂、頭の人たるものに適する教育に偏する嫌あるは、吾人の警省すべき點なりとす。

要するに、社會組織より生ずる勞力配合の上より見れば、精神的業務に服する思想家よりは、實行者、勞力者を要すること多く、之を時勢の上より見れば、奮闘努力、國家の實力を高むる人を要すること切なるものあり。之を人の天稟より見れば、思想家に適するものよりも、身體を勞する業務に適するもの、其數恐くは多かるべし。故に、國民教育は、國民の多數に適切ならんがためには、實行的、活動的方面を重んじ、所謂手足を働かすの人を作らざるべからず。本より、人の能に應じ、其適する所によりて、思想家となり、精神的業務を執る人となりて、一世を指導するものもなかるべからず。此の如き人物の輩出せんことは、又國民教育の望む所なりと雖ども、其大體より打算す

教授

れば、前述の如し。近時、海外の教育界に於ても、意志教育に重を置き、實行的方面を重んじ、手工作業を中心とし、勤勞教授を施さんとするものあり。其方法又とりて以て參考に値すべし。

教授に就て、考ふれば、現行の教科目中、修身、國語及日本歴史は、國民教育の本領中、所謂固有の特色を領得せしめ、國民の志念を養ふに、最も適切なるものなり。中に就き、修身科は、特に國民道德に關し、國語科は、國民的感想、國民性に關し、日本歴史科は、國體、國民性及國運の發展に關して、其特色の存する所を知らしめ、國民的志操を養ふことを得べし。其他の教科目は、概ね、所謂現代の活動に須要なる能力を與ふるものなり。特に、算術科、地理科は、經濟的活動に關し、理科は文化に適應する生活に關して、須要なる力を與ふるものとす。手工圖畫等の、活動的性格を作るに須要なるは、云ふを要せず。

訓育は、直接に、意志を陶冶する作用なるが故に、前述したる實行的人物を養成せんがために、極めて重大なる任務を有す。教授と相待ちて、國民的信念を鞏固にし、此信念の下に、不撓不屈事に當るの性格を養ふことを第一義と

訓育

體育

せざるべからず。而して、意志の陶冶は、單に、所謂訓育の手段と稱するものゝみによりて、其目的を達することを得べきに非ず。學校、家庭に於ける課業の全體、皆悉く、之に與る所なかるべからず。

身體は、國民活動の一資力なり。今日の如き、國民の體力を以てしては、激甚なる世界の競争場裡に立ちて、優勝者たらんこと難し。體育は、本、衣食住の問題と關聯し、到底、學校體育のみによりて、其目的を達することを得ずと雖ども、學校は、其出來得る範圍に於て、剛健なる國民を養成する方法を講せざるべからず。氣力を旺盛にして、體力を鼓舞し、體力を養ひて、氣力を鼓舞し、健康保全の人たるに止らず、剛強にして不健康の境遇にも勝ち得るの人たらしむべし。

教育者に必要なる一般性格、即ち、兒童生徒に對して、慈愛懇誠、之を懷け、威重之を服し、寛厚衆に對し、剛毅難に耐へ、忍耐久を持し、勤勉事をなすの諸徳を具へ、用意周到、確實機敏、事を處し、秩序を重んじ、長上を敬ひ、相互に、和衷協同し、誘導扶掖して、校務に當らざるべからざるは、こゝに、詳説するの要なし。

國民教育者

特に、國民教育の任に當る者に、最も必要なりとするは、其信念、其覺悟の鞏固なるにあり。國民教育者は、自己の信ずる宗教又は學說等の上に立ちて、將來の國民を教育すべきものに非ずして、教育に關する勅語を以て信念とし、深く、我國體を尊重し、自己の強固なる信念を、第二の國民の心に傳へざるべからず。又國民教育の事たる、國家の運命に關すること、極て大なれば、國民教育者は、自己の職責を重んじ、至誠奉公の覺悟、鞏固ならざるべからず。第二の國民は、吾人と同じく、國體を擁護し、國運の發展を計り、國家の隆昌、國威の發揚を期せざるべからず。而して、斯の如きは、一に、國民教育に待たざるべからざるが故に、吾人は將來の國家を思ひ、吾人の使命の大なるを覺り、以て、其職責を盡さざるべからず。

國民教育の本領終

附 錄

國民教育に關し從來余の公にせし論文四篇を收めて附錄とす

國民的理想と國民教育

東西古今國を建つること幾十、今其國民族の盛衰興亡の跡を釋ぬるに、其由來する所、決して、偶然に非ずして、皆其揆を一にするを見るべし。所謂、其揆を一にすとは何ぞや。國民的理想の存否、其自覺及實現的努力の有無之なり。

國民的理想とは、其國家の存在すべき精神、其國民の生存すべき生命にして、之あるが爲に、其存在に、意義を與へ、價值を有するに至る。凡そ、國家の事業といひ、國民の活動といふ、皆此理想の流露發展したるものに外ならず。歴史上に存する國民の光榮汚辱は、過去に於ける、國民精神の反映なり。現在に於けるもの亦しかり。彼の國運の伸張といひ、國力の發展といふも、畢

竟、國民的理想の澎湃として、流露する状態に外ならざるなり。

吾人は、幾多民族盛衰興亡の跡を見て、或は、理想なく、其存在無意義なるが爲に、忽焉として滅び、或は、理想を有するも、其實現の努力を缺きしが爲に、衰亡の域に沈み、僅に、努力時代の光榮を歴史上に留むるものあるを知る。而して、現時に於ても、或は、國運隆々として、其理想を發展しつゝあり。或は、蠢爾として、僅に、餘喘を保ち、無意義の存在をなすに過ぎざるものあるを見る。

謹んで、按ずるに、我建國立教の基礎は、宏遠にして、深厚なり。皇統連綿として、天壤と共に極りなく、例令時に盛衰あり、世に汚隆ありと雖ども、常に、一道の光明は、民族の精神を照し、寸時も消滅することなくして、今日に及び、益々、赫耀として、民族の前途を照さんとするを見る。而して、其光明なるものは、我民族の有する國民的理想にして、古往今來、其流露發展を妨げらるゝことなきに非ざりしも、未だ、曾て、全く、之を自覺せざりしことなく、又之を實現する努力を失ひしことなきは、我國史の證明する所なり。

抑も、我民族の有する理想とは何ぞや。吾人は、之を名けて、世界統一の理

想と云はんと欲す。古羅馬民族は、世界統一の理想を有し、之を幾分か實現せり。されど、其世界統一なるものは、羅馬の主權の下に、諸民族を糾合統一せんとするものなり。吾人、今日に於て、世界統一をいふは、豈侵略攻伐をも辭せずして、世界民族を糾合せんとするの謂ならんや。否此の如きは、却て、我民族の理想に反するものと謂ふべし。我民族の世界統一の理想は、政治的に非ずして、實に、精神的、人道的統一ならざるべからず。

近世に於て、東西兩洋の文明は、流動して、互に、渾一融和せんとする傾向あるは、争ふべからざる事實なり。若し西より、東より、流るゝ線を地圖上に劃すとせば、其契合點は、我國に存せざるべからざること、識者の既に云ふ所に非ずや。此の如く、東西兩洋の中心に位する、我民族は、精神的世界統一の理想を抱くべきは、理の當然に非ざるなきか。而して、東西兩洋の民族は、各固有の文化を有し、他國の文化を傳來して、其融合を務めんとしても、固陋抜くべからざる弊あり、迷妄替ふべからざるものなきに非ず。しかるに、我民族は、文化を傳來して、長をとり、短を補ひ、固陋迷妄に陥るの弊を見ず。此の

如くにして、東西の文化は、真正に融合せられて、其長所のみを發揮することを得べく、之をなすものは、我民族を措きて他に存するを見ざるなり。故に世界統一の理想を有するは、寧ろ、我民族の天職なりと云ふを得べし。

謹んで、建國の昔に遡りて、畏くも、天之御中主神、天照大神の御名を拜し奉り、天壤無窮の宏圖を按じ奉る時は、我民族理想の淵源の幽遠なるを悟るに足るべく、近く、今上天皇陛下の下し賜ひし、維新の御誓文、教育に關する勅語を拜讀し奉りては、益々其宏大なるを覺らざるべからず。思ふに、國を建つるもの多しと雖ども、終始一貫、理想を實現しつゝ、進みて、上下三千載に及ぶもの、我國を措きて、果して、何處にかある。而して、世の文明と稱し、平和といひ、人道といふも、一度、其假面を去る時は、醜汚見るに耐へざるに、獨り、我國に於ては、之を古今に通じて、謬らず、之を中外に施して、悻らざる大道の存するを見る。此の如く、或は、我國の位置、我國民性を察し、或は、歴史に鑑み、今を慮るに、世界統一の理想は、實に、我民族の有すべき天職にして、之を實現するは、我民族の任務なりと云ふべし。

國家の盛衰、世運推移の狀は、之を一上一下する波浪に譬へんか。我國民的理想は、或は高く、或は低く、時に發現せざるが如き觀ありしも、開關以來、涸せざる海洋の如く存し、一上一下する波浪は、畢竟、其海水の動搖に過ぎざるのみ。されど、何れの時代に於ても、國民の凡ては、之を自覺し、之を實現せんとしたるに非ざりき。例へば、最近三百年の如き、斯理想は、深く、國民の精神に潛み、唯消極的に、斯民族の統一安全を期したるに過ぎず。しかるに、世運一轉して、明治維新となり、國民は、積極的に、此理想を發展せんとする機に遭遇せり。維新の御誓文を拜讀し奉るもの、誰か、理想實現の努力を生せざるものあらんや。明治の時代は、實に、國民の斯理想を、明瞭に自覺したる時にして、又能く、之を實現せんとしつゝある時代なり。而して、吾人は、中に就きて、凡そ、三段の別あるを見る。即ち、第一は、盛に泰西の文化を傳來するに務め、第二は、東洋統一の企圖をなし初めたる時にして、明治二十七八年を以て、其境界とすべし。第三は、東西兩洋の統一を期するの任に當れる時にして、近く、今日にありとす。吾人の統一とは、云ふ迄もなく、政治的に非ざるな

り。日露戦争は、我國民に、斯一大理想あるを自覺せしめたる、唯一の好機にして、其戦後の經營は、之を實現すべき努力を教ふるものなり。此の如き理想を有し、此の如き時期に達したる、我國民の任務は、重且大なりと云ふべし。

抑も、國民教育は、國民に須要なる陶冶をなすものとせば、吾人は、將來の國民をして、民族理想の何たるかを理解せしめ、實現的努力を與ふることを第一義とせざるべからず。而して、此の如き意義に於ける國民教育は、教育の全系統に亘り、各種の教育を通じ、各種方法を統括して、其據るべき中心點ならざるべからず。即ち、普通教育も、専門教育も、知育も、徳育も、體育も、其統合點を、茲に置かざるべからず。何となれば、理想なるものは、國民全體の精神にして、之を實現すべき範圍方法は、廣濶多様なればなり。故に、理想を認め、之を實現すべき者は、國民全般にして、之を認めしむるには、國民全體を教育せざるべからず。又實現の範圍廣濶多様なより、單に、一種の範圍、一種の方法に限れる教育を以て、満足すべからざるなり。普通教育に於ける國民教育なるものは、中に就きて、何人にも、之を認むる基礎を與へ、又將來、如何

なる實現の方法をとるにせよ、之を實現しうるだけの努力を與ふるものと解すべし。此の如く、世界統一を理想とせる國民教育は、教育の全系統に亘りて、其統合點となり、學校系統をして、首尾一貫せしむるに至る。(以下省略)

如何なる國民を作るべき乎

國民教育は、吾人に望むに、各種の事項を以てするが如きも、其根原に於て二大要求ありと見るを得ん。曰く、國家の歴史的特色を維持せよ。曰く、現時代に適應せよと。之れなり。

抑も、我國の歴史的特色とは何ぞ。即ち我國體に外ならざるなり。國體とは、加藤博士の言を借れば、個々の國家が、個々に有する大原則に外ならず。即ち、其國家の一大特色とし、國家の生命として、其國家と共に、永久存続するものならざるべからず。而して、國體を尊重し、其精華を發揚せんことは、之を國民の愛國心に待たざるべからず。國民教育は、其一面に於て、國家の特色即ち國體を尊重するを以て、根本義なりとせば、國民の愛國心を養ふこと

は、自ら、其主要の一任務たらざるべからず。

愛國心とは何ぞ。國民的感情欲望なり。されば、其感情の對象異なるより愛國心の種類も亦異なるべきの理なり。此理あるがために、各國國民の愛國心には、自然に特色の存するあり、我國民の愛國心も亦他國民とは、大に趣を異にせり。

吾人の見る所を以てせば、我國の愛國心には、三大特色あるが如し。曰く敬神尊皇的、曰く家族的、曰く、土地的なること之なり。抑も、崇祖敬神の思想は、古往今來、我國民の大主義なり。畏くも、上皇室に於かせられては、崇祖敬神の靈蹟數ふるに遑あらず。歷世、祖宗を崇び、神を敬ひ給ふは、畢竟、祖宗の偉業を繼承し、給ひ、國威を發揚し、萬民を撫育し、以て、祖神の靈鑒にこたへ給はんとの大御心に外ならざるべしと恐察し奉る。上皇室に於て、行はせ給ふ靈蹟は、自ら、下萬民を化するに至り、我等臣民は、皇室の祖神を尊崇し奉るは、云ふまでもなく、又天皇を現神として、其御聖徳を仰ぎ奉り、赤誠を竭して、仕へまつらんことをつとめざるなし。しかのみならず、國民は、自己の祖先

に對しては、之を氏神として尊崇し、國家に功勞ある偉人に對しては、神として、其靈を祀り、以て、其功徳を景慕し、偉績を感謝し、國家擁護の精神を修養し、慎獨の工夫を積むに至る。抑も、崇祖敬神の念は、國民の私情に非ずして、國家を愛するの至誠に出づ。換言せば、國民的、信仰に外ならざるなり。要するに、敬神尊王即愛國は、實に、我國民たるもの、愛國心の一大特色なりと云ふべし。

次に、特色とすべきは、家族的なること之なり。抑も、我國家の組織は、一大家族制の發展したるものなることは、識者の夙に認むる所にして、こゝに贅言を要せざるべし。從て君に忠なるは親に孝に親に孝なるは、君に忠に、所謂忠孝一致の道德的特色を生ずるに至りしことも亦こゝに云ふを要せざるなり。我國家は、家族的結合なりとせば、愛國心も亦家族的特色を帯びざるべからず。又忠孝一致の思想を基として、成立せざるべからざるは、又自ら明なりとす。

我國土たる、風光明媚、氣候溫和にして、實に得易からざるの土地なり。こ

を以て、國民は自ら其土地に執着する念を生じ、其國土を愛するの心強烈なるに至る。之れ我が愛國心は、土地的特色を帶ぶる所以なり。元來、土地執着の念、強烈其度に過ぐる時は、國民の發展を妨ぐるに至るべしと雖ども、短所は又長所にして、愛國心の旺盛を表する所以とも見ることを得べし。たゞ時機に應じ、其體を變せずして、用を異にする工夫あらば、愛國心の特色として、大なる價值を有するは疑ふべからず。

以上述ぶる所の四大特色は、我國民教育に於て、根本的要求として、永遠に之を維持せざるべからざる大主眼の一なりとす。されど、國民教育は、單に、此方面を顧慮するを以て、満足すべきに非ずして、更に、他の一面に注目せざるべからず。他の一面とは何ぞ。時勢の要求に適應すること之なり。熟ら、今日の時勢を見るに。社會は、益々複雑なるに至り、國家相互の關係、昔日の如く、單純ならざるなり。斯る時勢の中にありて、國家は、優勝の位置を保たんが爲には、一に、其實行に依頼せざるべからず。社會學の云ふ所によれば、社會は、個人を離れて存在せず。個人は、社會を離れて存在せずと。從て、

國家の實力は、個人の實力に待ち、個人の發展は、國家の隆昌に伴はざるべからざるは、自ら明なりとす。個人の實力とは如何。余は、之を個人の活動力なりと云はんと欲す。

抑も、活動なるものは、或對象物を求めて、自己心身の力を傾注するの謂なり。本來、活動の對象物は、其種類甚だ多く、其名稱も亦甚だ多かるべし。余は、便宜上、之を大別して、精神的活動及政治經濟的活動の二とせんと欲す。例へば、吾人は、自己生存、家族扶持、社會進歩、國家擁護等の道德的義務を履行するは、道德的活動にして、前者に屬す。又學者の眞理を専心探究し、美術家文學者の傑作に苦心するの類は、又前者に屬す。若し又、國民は、國家の經營或は富を目的として、心身の作用を傾注する場合は、之を稱して、政治經濟的活動といふ。現時代は、社會の組織、益々複雑となり、活動の對象、漸く多きに至れり。吾人は、此間に立ちて、他を凌駕せんがためには、其活動の深と廣とに於て、大なるものなかるべからず。而して、個々の對象に關して、活動の大ならんことは、本より望む所なりと雖ども、此の如きは、専門教育の範圍に屬

するが故に、普遍的陶冶を目的とする、初歩の國民教育に於て、自ら制限の存することを忘るべからず。

思ふに、何人と雖ども、後來、如何なる位置に立つに拘らず、道德的活動をなさざるべからざるは、争ふべからざる事實なり。又國民公民として、一定の職業を有し、政治經濟的活動をなさざるべからざること、事實なり。専門教育によりて、各其道に活動すべきものを作り、國家は、斯る特種の堪能を有するものを多く有するによりて、其隆盛を求むることをも得べしと雖ども、國民教育は、平等に、國民の活動力を増進し、以て、其根柢基礎を固くするを主とすべし。即ち、平等に且つ基礎的に、活動力を養はんが爲には、少くとも、道德的、國民的、公民的活動をなすに必要な資格を有せしめざるべからず。

活動につき、教育上、注意すべき要件として、吾人は、三個條を掲げんとす。曰く、活動の本質としての個人の勢力。曰く、活動の補助方便としての金。曰く、活動の測定方便としての時間之なり。吾人は、此三件に關し、一面には、之を收得蓄積することを得、一面には、有効に、之を使用することを得ば、個人

として、實力を具備し、國家は、斯る國民により、組織せらるゝが爲に、其隆昌發達を望むことを得ん。吾人は、初歩の國民教育に於て、少くとも、此三條件を具備するに非ずんば、健全なる活動的國民を作れりと稱することを得ざるべしと信ず。以下、此三條件に就て、吾人の所見を述べん。

一、活動の本質としての個人の勢力。

個人の勢力と云へるは、個人心身の勢力なり。抑も、個人の諸般の活動と稱するは、其個人の有する體力及心力の反映に外ならざるなり。例へば、職業に従事するもの、其職業の進歩發達を計らんが爲には、心身の力を要すること大なるべし。國家に、一旦緩急あらんか。國民たる者、其精神及身體の全力を盡さざるべからず。其事の種類により、或は、身力を要し、或は、心力を要するの度異なるにもせよ。とにかく、日常吾人は、諸般の事を遂行せんが爲に、先づ、心身の力を要す。心身の力を用ひざる活動なるもの、決して世に存せざるは云ふを要せず。之れ、心身の勢力の、活動の本質として、第一に考へざるべからざる所以なりとす。

身體の力に關しては、教育上、之を二方面より考察すべし。即體力の養成、體力の活用之なり。前者は、體力を蓄積するを主とし、後者は、之を或目的の爲に利用するを云ふ。而して、前者によりて、後者の作用を盛にし、後者あるによりて、前者の企圖を達することを得べく、實際に於ては、之を別つことを得ざるべし。體力を養成するには、養護によりて、健康を増進し、鍛錬によりて、剛強ならしむることを得べし。而して、活動に耐ふるに、最も必要なるは、剛強なる體力を養ふにありとす。しかるに、今日の教育は、動もせば、身體の發達を顧慮することに拘泥し、只管、其健康を維持することにのみ汲々たる觀なきに非ず。爲に幾多困難の場合に遭遇せしめ、其抵抗力を強むる點に關して、機會を與ふるなきこと、恰も、胃の衛生にのみ苦心するもの、常に粥を食ひ、自ら其胃を弱むるに至ると似たる點なきに非ず。吾人の望む所、抵抗力強き、所謂剛強なる體力を具へしむるにあり。

今日研究の結果によれば、大體に於て、兒童十五歳に達するまでは、活動の時代にして、其以後、思考をなすの時代なりと稱せらる。而して、幼少なる兒

童は、何事をも、筋肉の運動を假りて、之を發表し、成人に達するに従ひ、漸く、筋肉運動を制止する作用發達するに至るとせらるゝが如し。從來の教育は、此筋肉運動を抑制するを旨とし、僅に、遊戯體操運動によりて、筋肉を動かさしむるに過ぎざりしが、今や、所謂新教育なるものは、體操科以外に於て、筋肉の活動を要求するに至れり。即ち新教育は、凡ての教科目及施設に於て、自ら、體力を養成鍛錬することゝなるに至れり。換言せば、學校全體の作用は、體力の養成及其利用を以て、其一基礎となすに至れり。遊戯體操、運動の如き、本より體力の養成利用に關し、有力なる直接方便なるは、云ふを要せず。要するに、今日の教育に於ては、學校教育の全作用施設は、體力少くとも、筋肉感を修練せざるべからざることを忘るべからず。

體操、遊戯、運動は、體育の方便として、特に、整齊の發達を、身體に望むが爲に、之をなさざるべからざるは、勿論なりと雖ども、之を行ふ所以は、身體の爲にするのみに非ずして、或目的の爲にするものなることを忘るべからず。即ち、身體を健全剛強ならしむるは、現在及將來に於て、兒童として、將た、國民と

して、其本分を盡すことを得、完全なる活動をなさんが爲なることを會得せしめんことを要す。換言せば余は、身體本位主義よりも、目的本位主義をとらんとするものなり。

身體本位主義のものは、常に、體力の増減を、計算的に思惟するが故に、其養護の方面に於て、至れり盡せるものあらんも、其實消極的衛生に傾き、鍛錬の機を失ふに至る。又活用方面に於て、全力を用ふることを避くるに至り、其極端なるものに至りては、恰も、病者の、其體を養ひつゝ、其業を執る趣なきに非ず。

死は、身體の破滅なり。身體本位主義より見れば、最も嫌ふべきの事なり。従て、如何にしても、其期の遅く至らんことをつとむ。之れが爲に、自ら、幾多の弊を生ずるに至る。しかるに、目的本位主義より見れば、之れ必ずしも、恐るゝに足らず。之を恐れざるが爲に、却て、其活動を完くすることを得べし。諺に云ふ、命あつての物種と。其原據を審にせずと雖ども、昔日に於て、卑怯未練不義の徒、身命を惜しみ、遁逃隱匿せる場合に、此語を用ひたる場合尠し

とせず。しかるに、身體本位主義の、或極端なる者は、今日、之を解して、身命は第一に大切なりとの義とし、忠實に其職に殉じ、其道の爲に殫れたるものを、憐むべし、別に、其方途あらんにと云ふが如き口調もて、之を一笑に附するに至るなきを保せず。

武道初心集開卷第一に、「死を忘るな」と云へる章あり。其中に曰く、武士たらんものは、正月元日の朝、雑煮を祝ふとて、箸を取り初てより、其年の大晦日の夕に至るまで、日々夜々、死を常に、心にあつるを以て、本章の第一と仕り候。死をさへ、常に、心にあて候へば、忠孝の二つの道にも相叶ひ、萬の悪事災難をも通れ、其身無病息災にして、壽命永久に、剩へ、其人物までもよろしく候云々と。之を味ふ時は、よく、目的本位主義の精神の存する所を悟るに足らん。

斯くは云ふものゝ、吾人は、身體に關する生理衛生上の原則を無視するものに非ず。吾人の云ふ所は、體育の精神なり。何故に、身體を鍛錬し、養護せざるべからざるかの根本にあり。其方法の如き、本より、生理衛生等の原則に従ふべきは、勿論なり。

更に、一言を要するは、運動遊戯は、體力を増進する唯一の方法にして、社會に出るの後も、體力を増進するの途は學校時代になしたる運動遊戯によるの外、途なしとすることにつきてなり。吾人は、多數の國民に望むに、其日常の行動に注意し、其職業に勤勞するあらば、一日幾時間、テニスや、バスケットボールをなすよりも、より以上體力を養ふ途あるべしと信ず。又しかあらんことを望むものなり。本より、職業によりて、比較的身體を用ふること尠きものなきに非ず。されど、國民多數の職業は、其身體を使用すること多き、勞働的業務ならざるべからず。今此等國民を養成する教育に於て、彼の横濱、神戸などに於ける居留外人の運動場に於ける狀を見て、感ずる所あり、之れを引例して、日本國民も、職業の餘暇には、皆此の如くならざるべからずなど、教訓を與ふるが如きは、皮想の見にして、義務教育を以て終るべき兒童に對し、頗る事態を得ざるの言なり。宜しく、鋏をとり、鋸をとり、或は、東奔西馳して、職に勤勞する間に體力を養ふべきことを知らしむるを急務とすべし。

心身に關しては、知識を收得し、感情を陶冶し、意志を鍛鍊し、以て日常細大の事項を處辨し、道徳を實踐する等のことなかるべからず。而して、體力と同じく、一面には、心力の養成あり、一面には、其活用あり。二者相待ちて、其力を強むることを得べし。

學校教育に於ける教授訓育等の作用は、心力を養成活用せんとする方法なり。兒童は、現在此作用によりて、心力を養成し、又之を活用し、以て將來活動をなすの素地を作るに至る。今此點に關して、詳細に、論述することを省き、主として、今日の教育上、注意すべき要點に就て、述ぶる所あらんとす。

國民初步教育に於ける知能教育は、常識常才の養成にあり。傳へ云ふ。ナポレオンの進軍するや、一大河の前に横はるに逢ふ。ナポレオン、其部下の技師をして、其河幅を測量せしむ。技師、器械の着せざるの故を以て、答ふるに、測量することを得ざるを以てす。ナポレオン、更に、他に命ず。他は、被る所の帽子をとり、簡單に、其概數を測定せりと。日常必須の知能は、器械を要せざる技能に存する知能ならざるべからず。レッスンは、散歩の歸途、

自宅を訪問し、主人の不在なるを聞き、他日を期して辭せり。ウエブスターは、手形を受取り、之を用ふるの要あり。之を搜索すれども得ず。後時を経て、偶然、之を書冊の中に得たりと云ふ。二氏の行は、敢て、二氏の大なるを損するものに非ずと雖ども、之を一般國民の行爲として見る時は、批難なき能はず。天才は世の飾なり。學者専門家も、世に存せざるべからず。されど、國家の成立上、先づなかるべからざるは、飾よりも、其基礎たるべきものなり。又學者専門家の研究に待たざるべからざること、多々ありと雖ども、日常普通の事たる、常識常才を以て處辨すべきもの、更に多し。知能の教授は、此常識常才を以て、活動するものを育成するを主眼とせざるべからず。

意志に關しては、鞏固ならしめんことを欲す。或人曰く、世に三種の人物あり。「ヤツテ見ル」「セヌ」及「出來ヌ」之れなりと。「出來ヌ」なるものは、意力をおくものにして、何事をもなすことを得ざるの人なり。「セヌ」は、活動力なきに非ずと雖ども、之を使用するを好まざる人なり。社會の複雑煩鎖なるに従ひ、往々、人をして、徒に、其成行を傍觀し、批評的位置に立ちて、自らなすを好ま

ざるに至らしむる傾向を生ずるに至るが如し。次に「ヤツテ見ル」は、其事情の如何に關せず、其事の難易を問はず、抵抗に屈せずして、自己の意志を貫徹せんとするものにして、其力大に、其活動は、何等かの結果を生ずるに至る。時代の要求する人物は、實に、此最後のものにして、國民教育は、斯種の人物を養成し、國家の隆昌を、其人物の活動に求めんと欲す。今日の教育に於て、動もせば、心意の發達を顧慮することを誤る爲に、「出來ヌ」の人物を作り、又干渉甚しく、世話燒度に過ぐる訓育を行ふ爲に、「セヌ」の人物を作るに至る弊なしとせず。意志陶冶の不十分なる弊は、青年時代に及んで、元氣沮喪、薄志弱行の徒となり、感情を抑制することを得ざる人物となり。成人となりては、無爲の徒たらしむるに至る。風紀の頹廢、青年墮落の聲の如き、畢竟、意志教育の不完全なる反響と見るも、強ち、誤れるに非ざるべし。

昔日の教育に於て、養氣の語あり。氣とは何ぞや。所謂言ひ難しと雖ども、吾人は、暫く、之を精神力、特に、意力の充盈緊張したるものと解せん。例へば、氣病に勝つの語の如きは、或は、非科學的なりとなすものあらんも、吾人

は精神力の總容、殊に、意力の充盈緊張は、或點まで、肉體及精神を支配し得るものなるを信ず。今日の教育は、個々の心力につき、計算的に、其養成の方途を講ずれど、總量的に、其力を高め、其力を發展することを務むる點に於て、注意の足らざるを認めざるべからず。

德育の方面に於ては、徒に、高遠に趨るをさけ、卑近にして、日常の道德を實行することを得るの人物を養成するを主とすべく、又概ね、靜止的狀態にありて、己を守る流のもの、みみを道德的なりとして、之を稱揚する弊を打破し、活動に伴うて道德あり、靜止は、或場合に於て、寧ろ、不道德なりとの觀念を與へ、又之を實行せんことを要す。

二、活動の補助方便としての金

個人の價値として、特に尊重すべきは、其富を有せりとの點に非ずして、其理由他に存せりと雖ども、其尊重すべきものを得んが爲には、金の補助を假らざるべからず。尠くとも、日常の生存的活動をなす爲に、之を缺くべからざるは、何等疑ふべきの理なし。而して、國家と富との關係に至りては、一層

重大なるもの存するを認めざるべからず。個人にありては、貧なりと雖ども、何等か、他に卓越せる點あらば、貧なるの故を以て、其人を價値なしとないるを普通なりとす。國家に至りては、しからず。其國家は、或は、美術の國たり、學術の國なりとしても、貧弱にして、なすあるに足らすんば、國家をして、其獨立を維持し、他諸國に伍して、優勝の位置に立たしむることを得ず。此を以て、國家は、其活動を營むに有力なる補助方便として、國富を増殖せんことを求む。而して、國家の富は、畢竟するに、國民の富なり。各個人の富力にあり。前述したる如く、個人としては、貧困なりとも、或は、或點に於て、優秀なるあらば、個人として、尊重せらるべき價値ありと雖も、國家は、國民の全體、皆此の如きものならんことを欲せざるなり。其國民の多數は、富を増殖する能を有し、斯種の事業に當らんことを要求す。

抑も、金錢を輕視するは、本邦古來の習慣なり。其教訓の弊ひきて、今日に及び、經濟的方面の活動に於て、未だ至らざる點あり。國家の活動上、遺憾なるものあるは、今や、國民の等しく認むる所となれるが如し。今日の教育は、

宜しく、國民の富力を増進し、以て、國家の活動を旺盛ならしむることに注意せざるべからず。

金錢に關して、教育上如何に之を考察すべきか。余は、收得及利用の二方面につき、其方法を知らしめんと欲す。而して、活動的教育は、大に金錢を得、大に之を使用せんことを欲す。

從來の教育は、金錢を得るの途を教へざるに非ず。而して、其得たるものを貯蓄する必要方法に關して、頗る意を用ふと雖ども、大に之を使用する方法に至りては、之を説くこと、十分ならざる感なきに非ず。又貯蓄の意義、貯蓄と利用との關係に於ても亦、吾人の意に満たざるものなきに非ず。從來、修身書等の教訓によつて見るに、曰く、人は、如何なる時か場合に、災難に遭遇することなきを保せず。斯る場合に應せんが爲、平素金錢を貯蓄せよ。曰く、國家社會の必要に應せんが爲、或は、他日有益なる事業に支出せんが爲に、金錢を貯蓄せよ。單に、斯く云ふ時は、何等不可なるなし。されど、根柢の思想異なる時は、此教訓も、其適用大に異なるものあらん。例へば、昔日萬一の

凶荒に備へんが爲に、米穀を貯蓄する制度あり。之を善制度と稱し來れり。之れ前述したる教訓の、所謂變災に備ふる貯蓄にして、能く、教訓の趣旨に適合し、昔日に於ては可なりと雖ども、今日に於ては、此の如き要を認めざるなり。活動的教育は、交通の發達し、彼我交易の盛なる今日にありては、無益に、米穀を蓄積し置くの愚をなさず、之を利用し、増殖し、一旦凶荒に遭ふとも、其富力は、其時に於て、既に、幾倍に至らんことを要求す。或は、貯金を奨励せんがため、某々個人、某々縣は、貯金額の大なる例を擧げて、之を稱揚す。されど、活動的教育は、單に、貯金額大なりとも、自ら之を用ふることを得ずして、他に使用せらるゝが如き者を稱揚せずして、寧ろ、他人の貯金をも利用して、富を増殖することを得るものを勝れりとなす。多少極端なるが如きも、自ら、日常の衣食の費を節して、萬一の災變に備へんが爲に貯蓄し、其實粗衣粗食の爲に、病を得るが如き者を排斥し、貯蓄なくとも、病を得ざる體力を得んことを欲す。要するに、活動的教育の金錢に關する根本思想は、其活用により、貯蓄によりて得る利よりも、使用によりて、より多くの利を得んことを欲し、利

用宜しきを得ば、現在貯蓄に伴ふ利益の如き、自ら得らるべきものなりとなすものなり。

ヅモランは、「大國民」（慶應義塾釋）に於て、英佛兩國民を比較し、佛人は、金錢に關して、貯蓄を旨とし、其利殖を數へて、大に樂めど、英人はしからず。若干金を得れば、之を銀行に預くるよりも、ピアノを購入し、之を家庭に使用し、以て、高尚なる樂を享け、利殖の樂よりも、遙に大なりとなす。英國民の品位の高き、大國民の大國民たる所以、此點にありとの意を述べたり。活動的教育に於ける、金錢活用の精神、實に此にあり、金錢を得るは、之を貯蓄せんが爲ならずして、使用せんが爲なり。之を使用して、個人又は國民の品位を高め、一家又は國家の隆昌を計らんが爲なり。國民教育は、金錢に關しては、其利用の途を知らしむるを以て、眼目とせざるべからず。ヅモランは、又「續大國民」（同上）に於て、云へるあり。世に四種の人物あり、一は、能く蓄財するも散財することを得ざる人物なり。此種の者は、生計の状態を改善し、職業の進歩を計り、公共事業に貢獻することを得ざるものにして、道德的、社會的位置劣等なりとす。

二は、能く散財するも蓄財すること能はざる人物なり。此種のもの、は、勞働を厭ひ、努力をかく。三は蓄財する能はず、散財する能はざる人物にして、勞働を厭ふことは、第二種の人物の如く、鄙吝なるは、第一種の如し。四は、能く蓄財し、又よく散財する人物にして、獨立自營、勤儉力行、諸般の進歩發達を計り、國民的品位を高上すと、吾人は、前に、金錢は、其活用を主とすべきを述べ、次に、如何なる事に活用せらるべきかを言へり。而して、貯蓄を排斥するに非ずして、現在の活用は勿論、將來より大なる活動をなさんが爲に、貯蓄を必要と認むるものなり。總じて考ふるに、活動教育は、全體に關して、ヅモランの所謂、第四の人物を作らんとするものなりとすべし。

近時國民生活の程度著しく高まるに至れり。之に關する吾人の見解如何。抑も、文化の發達、社會の進歩と共に、人類生活の程度高きに至るは、自然の趨勢なり。或意味に於て、生活程度の高まるは、人生を高尙ならしむるものと見ることを得べし。例へば、朝鮮人の如き、生活程度低きものは、之を質素惇朴なりと稱することを得ずして、其文化の低き、活動力の弱きによると

なさざるべからず。歐米國民の生活程度の高きは、奢侈華美なりとして之を貶すべきものに非ずして、其國文化の度高く、國民の活動力大なるに基くものとして、之を稱揚せざるべからず。

我活動的教育は、質素の名を藉り、低度の生活をなさんとする國民を作らずして、出來得るだけ、高き生活を營むことを得る國民を作らんとするものなり。

されど、こゝに、注意を要するものあり。高き生活を營むことを得べき實力ありて、之に相應する生活を營むは、之れ眞に、活動的教育の期待する所なれど、實力なきに、徒に高き生活を望むは、之れを、浮華奢侈の生活として、吾人の排斥せんとする所なりとす。悲哉。現今、我國の社會の趨勢は、未だ實力なきに、其生活は、實力ある歐米の流に倣はんとするあり。爲に、僥倖を求め、萬事投機的となり、滔々として、輕薄華奢の風を馴致するに至れり。此の如きは、眞の開化社會に進む段階として、免るべからざる現象ならんも。國民教育は、深く、此點に注意するに非ずんば、將來拯ふべからざる弊を生ずるに

至らん。此點より見ても、前述したる第四種の人物を養成するは、頗る、肝要なりとす。

十月十三日、畏くも、國民に下し賜ひし詔書中に、

宣ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相戒メ自彊息マサルヘシ

と、宣はせ給へり。吾等は、消極的に、金錢を貯蓄し、低度の生活に、安んずることをなさずして、よく財を集め、よく貯蓄し、よく活用し、以て生活を高上し、國家の富強を計ることを得ば、庶幾くは、御趣旨の萬一に副ひ奉るを得んか。

三、活動の測定方便としての時間

活動量の大小は、時間によりて測定せらるべし。例令、同一の活動も、短時間にて、之を遂行したるものは、長時間に於てなしたるものよりも、其價値大なりとなさざるべからず。殊に、近世複雑なる社會に於ては、同一時間に於て、より大なる活動をなすことを忘るべからず。活動的教育は、時間を尊重し、常に、活動をなすに、時間を顧慮せんことを要求す。時間に關しては、之

を嚴守すること、及之を利用することを眼目とすべし。

時間につき、世に三種の別あり。一は、全く時間を顧みざるものなり。我國俗襲の久しき、此類に屬するもの多し。第二は、前弊風に鑑みて、規定の時間を守らんとするものにして、一段進歩したる國民の思想なり。第三は、有効に、規定の時間を利用し、同一期限内に、より大なる効果を得んとするものなり。我國現今の教育は、第二の點につきて、大に務むる所あれど、第三の點に關する注意は、未だ足らざる所あるが如し。活動的教育は、第三の點につきて、殊に、重を置かんとするものなり。(時間に關して余は教育學術界第十卷第三、四號に卑見を吐露せり、希くは參照せられんことを)

以上述べ來れることは、之を要するに、國民教育に於て、愛國心を養成し、活動力を附與せんとするに外ならず。而して、單に、愛國心を養成するに非ず。又活動力を與ふるに非ずして、愛國心を有する活動的國民を作らんことを欲す。或は云ふ、我國國民の理想は現世的なり。德育は、信仰を基とする宗教々育の如く、力を有せずと。余は、前述したる國民教育の理想の如きは、決して

て、現世的に非ずとなすものなり。何となれば、吾人は、常に祖先を念ひ、其子孫を思ふが故に、其國民的生活は、永生の觀念を基礎とせざるべからず。又崇祖敬神の思想の如き、本より、宗教上神の觀念とは異れど、實に之れ、國民的信仰なり。我皇室は、國民にとりて、統治者對被統治者の關係に止らずして、より以上のオーソリティーとして、國民的生活を統合する一大中心なり。德育の一大力なり。我國の存せん限り、此觀念は、永遠に存續すべく、又繼續せしめざるべからず。永生、信仰、皆吾が國民教育の理想に於て、之を認めざるべからず。以上數千言、之を簡約に表明するを得べき語句あり。曰く、
皇國の興廢此一舉にあり、各員奮勵努力せよ。
之なり。

試に、沈思瞑目、當時の狀を回想せよ。敵艦隊、精を盡して來航せり。其勝敗の如何は、直に、皇國の興廢に關す。今にして、之を思ふも、肌膚粟を生ずるを覺ゆ。況して、當時、直接重任に當りし東郷大將以下將卒の心情は、果して、如何なりしや。必ずや、斯國を思ひ、祖神の冥護を祈り、忠君の至誠を竭さん

とするの念、物々たりしなるべし。「皇國の興廢此一舉にあり」の一句、之を味ふにつけ、吾人は、益々、崇祖敬神、尊皇愛國の志念は、國民的信仰として、鞏固に存在することを疑はざるなり。而して、一旦敵艦隊の近づき、其俦の見ゆるや、將卒は、肉躍り、血湧けり、全力を盡して、之を粉砕せずんば、止まらざるの概ありしならん。「各員奮勵努力せよ」の一句、國民として、全力を盡すべきことを要求し、國民は、之に答へんとしたる狀、まのあたり、之を見るの思ありとす。抑も、此の如きは、日本海海戰の當時に限るべからず。國民教育は、常に此の如き精神を涵養して、平時に於ては、平時に相當せる活動をなし、變時に際しては、海戰當時の如き活動をなすの人物を作らざるべからず。常に、皇國を思ひ、皇國の爲に、奮勵努力する國民を作るは、實に、國民教育の大主眼なりとす。識者以て如何となす。

教育と經濟

近世、商工業の進歩著しきものあり。當業者相互に、又各國相互に、各競う

て、優勢なる經濟的位置を保たんとし、其競争頗る激甚なるに至れり。實に、個人としても、又國民としても、深く、經濟的活動を顧慮せざるべからざることは、現代の、吾人に要求する所なり。

此の如き社會の趨勢は、自ら、教育の思潮に影響し、近時、内外の教育論にして、教育と經濟との關係に論及するもの、決して尠きに非ず。ド、ガルモ氏の如き、亦實に其一人なり。

氏は、其著、中等教育の原理に於て、大要、左の如き意見を陳述せり。曰く、「近時、中等學校に於て、經濟的見地より、諸學科を見ること、漸く、行はるゝに至れり。又かくあらんこと、至當なるに至れり。抑も、社會、進化して、或舞臺に入らば、教育的價值の新部門を生せざるべからず。最近百年間の社會を觀察するに、其成立の調子、著しく、變化するに至れり。即ち、昔日の社會は、思惟的、主觀的なりしとせば、今日の社會は、科學的、客觀的なり。曾て、社會は、農業的、田舎的なりしとせば、今や、社會は、商工業的、都市的なるに至れり。デュウエー氏は云へり。「現時の諸變化中、殆んど、他を壓倒支配するに足る勢力を有

するは、商工業の發達なり。科學の應用は、自然を利用する無數の發明となりて現れ、世界的市場の發達は、生産、分配等の發達を來すに至れり。此の如き變化は、實に、最近百年間に、現出したる事實にして、何人も、有史以來、此の如く、迅速に、又範圍廣く、且つ完全なる變化の存せしことを聞かざるべし云々と。米國教育は、幸に、此傾向に投合せしが故に、學校は、各個人をして、此要求に投合せんことに力を用ふるに至れり。ために、獨逸の如く、學徒過重の弊を見ることを免るゝを得たり」と。

氏は、新見地より、中等學校に、經濟科を設くる必要を認め、其教科案に於て、諸學科を分類して、自然科、人文科、及經濟科とせり。抑も、教科案に於て、自然科及人文科の下に、諸學科を分類統合するは、從來、多くの人に承認せられたり。しかるに、氏は、更に、經濟科の一新部門を加へたるは、氏の、如何に、時勢の要求に、重を置きたるかを見るに足るべし。

氏によれば、所謂自然科とは、自然界の事實法則、換言せば、自然に關する教材にして、人文科とは、人類の思想感情に職由するもの、換言せば、人に關する教材なり。而して、經濟科とは、自然法を、人意によりて應用し、個人の幸福、人口の増殖及自然科、人文科を進歩發達せしむるものにして、經濟學のみならず、應用科學としての技能科をも包含す。即ち、自然と人とを結合する意義を有する教材を云ふ。

氏は、所謂經濟科を分類して、經濟學、經濟的に見たる諸學科目及經濟的技術とせり。而して、經濟學とは、富即ち物質的幸福の見地より、社會を研究するを旨とするものにして、生産、消費及分配に關して、學理上及實際上の知能を附與するにあり。又經濟的に見たる諸學科目とは、商業地理、商業算術、商業歴史、物理、化學及博物學の經濟に關係ある部分、商用語としての近世外國語等を云ひ、經濟的技術とは、手工、裁縫、割烹、圖案、簿記、寫字器使用法、速記術等の類を云ふ。

抑も、氏の意見の如く、教科案を、自然科、人文科、及經濟科と分類するは、果して、當を得たるや否や。若し、至當なりとするも、氏の意見は、中等教育に於ける教科案論なり。小學教育も亦之に據るべきや否や。遽に、其可否を斷ず

ることを得ざるなり。されど、現時社會の趨勢を見るに、國民教育に於て、經濟的知能を附與せざるべからざる要あるは、何人も認めて、異議なき處なるべきか。從て、小學教育に於て、自然人文の二科と相對して、經濟科を、新に加ふるの可否論は、暫く、之を措くとしても、斯科の内容たるべき、所謂經濟知能の幾分は、程度に應じて、之を授けざるべからざることとは、何人も、疑ふ所に非ざるべし。即ち教科案の形式論は、暫く、之を他日に譲り、ガルモ氏の所謂經濟科の趣旨を汲んで、適當に、之を運用せんことは、現時の教育上、緊要なる一問題なりと云ふべし。

從來の教育に於ても、經濟的知能を與ふるの必要は、之を認めざるに非ざりき。而して、之を與ふる案として、中學校にありては、既に、法制經濟科の特設せられて、一學科目たるあり。小學校にありては、或は國民教科の名目の下に、之を課せんとするものと、諸教科目の教授に附帶して、之を授けんとするものとの別あれど、實際上、幾分か、之を授けつゝあり。而して、前者にありては、現時の通弊として、法制經濟の科を置く時を以て、初て、經濟的思想を與

ふる時なるかの如く思惟せられ、其以前に於て、又他學科目教授の際、經濟的思想を與ふる機尠きに非ざるに、往々之を看過し、經濟科は、抽象的理論の一斑を授くるに止り、實際生活と交渉すること少く、或は其價值をさへ、疑ふもの少きに非ざるは、吾人の遺憾に耐へざる所なり。余の信ずる所を以てせば、中學校に於ける法制經濟なるものは、此學科目を授くる以前に、先づ、他學科目中に存する、幾多の具體的事實によつて、啓發せられたる、種々の經濟的觀念をば、獨立の本科を授くるに際し、統括整理し、以て、一層、其知能を確實にし、將來、國民的、社會的生活に運用せしめんこと、肝要なりとす。

小學校にありては、現行法上、獨立の學科目として、國民科又は經濟科の存在を認むることなし。又教科案の問題として、考ふるも、強て、これを特設することなくとも、他教科目の教授に附隨して、之を授くる時は、十分に、其價值を收め得べきものもあるべしと信ず。

抑も、諸教科目は、直接間接に、關係を求むれば、皆、經濟的知能を授くべき機會なきに非ざるはなし。中に就き、修身、國語、算術、理科、地理、手工、圖畫、裁縫の

如き、何れも、各特種の關係を有するが如し。今、二三の例を擧げて、之を説明せん。

修身科にありては、其教科目の性質上、自然、道徳的に、經濟を説かざるべからず。例へば、大は、國家の富強、小は、一家の繁榮を計るべき務を説き、殖産興業の發達を計り、職業に従事して、斯道の改善發達を期すべきを知らしめ、勤勉節約、利用厚生に關する心得、信用の重んずべきを知らしむる等、經濟に關聯せる道徳を教ふるに外ならず。又訓育に於て、勤儉の習慣を養ふ等のことは、將來、經濟的生活を營むの準備としての躉をなすものと云ふべし。

國語科にありては、讀本の材料中、經濟に關する道徳的教訓あり。或は、實業社會の状態、經濟機關の組織制度の一斑を記述したる事項あり。綴方にありては、經濟活動の實際に必要な實用文の練習あり。知能兩ながら、之を授くる機渺きに非ず。

算術科は、經濟的教材を包含すること、極て多し。計算に習熟することは、日常經濟的生活を營むに於て、何人も缺くべからざること、こゝに云ふを

せざるなり。特に又、將來、實業社會に、立たんとするものにとりては、極て須要なる技能たることは、明なる事實なりとす。而して、本科の教材中には、單に、之を知識として見るも、吾人の常識として有せざるべからざる、日常須知の事項極て多し。例へば、租稅、資本、利息、手形等、經濟上の用語を、其儘に用ふる場合の多き、他教科目に類を見ざる所なり。從て、本科教授に於て、實質的方面の教授をなすに當り、經濟思想の養成上、至便なりと云ふべし。かの簿記の如きは、經濟的技能なるが、之れ實に、本科に於て、教授せらるゝ所なりとす。

理科教授にありては、本科教授の一方面たる、自然と人生との關係を知らしむる點は、即ち之れ、經濟的取扱に外ならず。或は、天然物の分布、產出、性質を知り、其効用を尋ねて、食料品、原料品、加工品の別、加工的順序、用途等を明にするを得べし。抑も、現時實業の進歩は、科學の進歩に負ふ所多きが故に、本科教授に於て、一面現時の實業的發達の狀態を會得せしめ、一面、將來の經濟的生活を進歩發達せしむる知能を附與することを務めざるべからず。現

時に於ては、本科教授の如き、益々、其價値を尊重すべきものにして、其價値の存するは、人生と關聯し、開化社會と關係する點、特に、經濟的關係あるを認め、之を教授するにありとす。

近時の教育に於て、大に、其價値を發揮するに至りしものは、手工科なり。
(圖畫、裁縫等一切の工藝を包含す。) 小學校に於ける手工科は、之を授けて、専門的堪能を得しむるを、其目的とするに非ずと雖ども、吾人の心意活動の實用的方面の修練に裨益する所大に、又技術として、身體的熟練を得しむることを得べし。抑も、普通教育に於ける手工的陶冶は、直に、實業家としての知能を興ふるものに非ずと雖ども、實業的思想を附與し、科學的、客觀的社會に立ちて、有用の活動をなすの人たらしむるに、必要なる修練を興ふることを得べし。近時、手工科の教育的價値を重んずるは、幾多の理由存すべしと雖ども、現時社會の趨勢に適合したる人物を養成するに、與りて力ある點は亦、其主要なる一原因たらずんばあらず。此方面より、手工科を見る時は、之れ亦、一種の、有力なる經濟的技術にして、本科教授によりて、經濟的知能を附與

することを得べきなり。

以上述べたる、諸教科目と、經濟的知能と關係あることは、既に認めらるゝ所にして、又現に實行せられつゝある所のものなるべし。しかるに、地理科との關係に至りては、之を認むること、及地理科を、經濟的知能養成のために、利用すること、極て、不十分なる憾なきに非ず。余の見る所を以てせば、本科教授は、經濟思想を興ふる上に、最も適切なるが如し。以下、之に關して、述ぶる所あらんとす。

今日、地理學の目的とする所は、單に、地を地として、取扱ふことをなさず、此地球をば、人の住所として研究し、地と人とを、密接に關係せしめて、之を講究せんとするにあり。而して、地理學の一分科として、經濟地理學なるものあり。地球上に於ける、産業盛衰の本末より、進んで、將來、斯業の發達進歩を計るべき方途を研究するを以て、其任務とす。されば、同じく、山河を記述するにも、其目的は、自然を記するに非ずして、住民の殖産興業上に、利害を及ぼすべき點を明にせんとするにあり。即ち、自然的地理事項と産業との關係商

品の生産、分配及消費、經濟機關及政治的狀態等は、其研究の要項なり。而して、近時、産業の發達は、益々斯業の進歩を促し、又斯種の學の進歩によつて、産業の發達も著しきものあれば、本科に於て、斯方面の價值、漸次、重を加ふるに至れり。

斯く、地理學は、地と人との關係を研究し、其中には、經濟的活動と地との關係を研究する方面も存すとせば、普通教育に於ける、本科教授と、經濟的知能附與との關係の存することも亦自ら明なるべし。しかるに、小學校に於ては、別に、經濟地理學の分科もなく、これによりて、經濟思想を興ふことを得ざれど、一般地理を教授する際、適當なる教材をかり、兒童の程度に應じ、斯思想を啓發せざるべからず。而して、本科教授は、他教科目よりも、容易に、且便利に、經濟思想を興ふことを得るが如し。其故如何。

(一) 地理科教授は、經濟思想を養ふ機多し。

前述したる如く、本科教授は、地と人との關係を會得せしめざるべからず。而して、人類の地を舞臺として、營む各種の活動中、其生存上、最も須要なる衣

食住を得んが爲になす所の活動即ち經濟活動は、土地と人生との關係を説くに當りて、最も多く、現れ來るは事實なり。例へば、一山河を説くに當り、人生との關係即ち政治、宗教、教育、學術、美術、道德等の關係を尋ねるに、或は、宗教と關せず、或は、美術と關せず、或は、教育と關せざることなきに非ざるべけれど、經濟とは、何等かの關係を有せざること、殆んど、之なしと云ふを得べし。獨り、山河に止らず、其他の事項、概ねしかりとす。從て、地理教授は、事項の輕重、時間の多少によりて、省略する場合はあれど、其取扱はんとする、各種の項目は、何れも、經濟的活動と關係を有せざることなし。即ち、經濟的思想を附與する機會、最も多しと云はざるべからず。

(二) 地理科教授は、經濟的活動を具體的に説明す。

經濟的活動は、生産、分配及消費の三方面に發展す。而して、生産の何たる、分配及消費の何たる、之を理論として、一般抽象的に授くる方法もあれど、兒童の理解に、最もよく適するは、事實を本として、具體的に、之を授くることなり。本科教授に於て、授くる所は、生産、分配及消費に關する事實なり。例

へば、一生産物に就ても、其實物を示し、其産出、性質、分布、用途、需用供給の關係、交易の問題等、直接個々の物及場合に就て、教授することを得べく、抽象的説明を用ひずして、經濟的關係を、事實上に説明する場合、極めて多しとす。

(三) 地理科教授は、經濟的活動を、關係的に説明す。

本科教授は、生産、分配及消費の三作用を、連關的に、説明するに便利なり。抑も、一方に生産あれば、一方に消費あり。其間に分配あり。三作用は、畢竟、連關的作用なれば、本科教授に於て、一生産地あれば、其何處に産し、何處に集散し、何に使用せらるゝか等に關し、説明せらるゝこととなるが故に、三作用は、自ら、連關的に説明せらるゝに至るべし。

(四) 地理科教授は、國勢の大要を會得せしむ。

所謂、國勢なるもの、中には、政治、經濟、軍事等、各種の要素あるべく、而して、其中に就き、經濟的要素は、重要なるものなることは、云ふを要せざるなり。抑も、一國々勢の大要を會得せしむる材料と機會とは、本より、他にも存すべし。しかるに、本科にありては、地と人との關係を説くに當り、國勢を會得せ

しむることを得。例へば、一國の農業の狀態を知り、後他國の農業の狀態を學べば、彼此、相比較し、自國の農業の、國家經濟上に於ける位置、關係を、明瞭に、了得することを得べく、自國の面積、人口、殖産興業、交通等の各事項を總括して、之を他國に比し、其差異を會得せしむることを得べきなり。かく、本科は、國勢に關する材料豊富にして、且他と比較するの便あるのみならず、又國民的感情を甚深ならしむることを得べし。他教科目にありては、富國の要を説き、殖産興業の利を述ぶるも、或は、空漠に失し、或は、一時的に過ぎざる嫌なきに非ず。しかるに、本科にありては、材料、數の上に、明瞭に表はれ、又間斷なく、比較する機あるが故に、確實に、且永續的に感起さしむることを得べし。以上の諸點より考ふれば、地理科は、經濟思想を與ふるには、都合よき教科目なりと云ふを得べし。余は、産業と教育との關係、日に益々、密ならんとす。現時の教育は、此關係點に着目し、從來よりも、一層本科を利用せんことを望む。

之を要するに、現時の教育は、經濟活動を顧慮することを忘るべからず。

而して、教師は、單に、實業の必要を唱導するに止るが如き、形式的教育に安んぜずして、將來、經濟的活動を營むに足るべき、内容ある人をつくるを以て、其任務とせざるべからず。之れが爲に、日常の教授は、諸教科目に亘りて、經濟的活動に關係ある點を求めて、新思想を啓發し、斯能を附與せざるべからず。而して、之れ實に、現時教育の緊要なる一問題なりとす。

攻撃精神

意志教育を論せんとする者は、須く、步兵操典綱領第二及第四を味ひ、其主義を實行する手段として、軍隊教育は、如何に苦心しつゝあるかを顧慮せんことを要す。

步兵操典改正以來、斯界に喧しき、攻撃精神、白兵主義なる語あり。綱領第四は攻撃精神の意義及其精神の精華、運用、効果等を明にせり。又同第二は、戦闘最終の決は、銃劍突撃にあることを云へるは、所謂白兵主義の語の生ずる所以ならんか。(讀者は操典に就き其原文を一讀すべし)

操典第四によれば、攻撃精神とは、忠君愛國の至誠、献身殉國の大節に基く、軍人精神の精華にして、步兵必須の一條件たり。此精神を有すると否とは、勝敗の分岐點となり、よく、寡を以て、衆を敗ることを得べし。又第二によれば、勝敗の最終に於ては、白兵を以てせざるべからず。此の如くにして、よく、攻撃精神に富むもの、最後の勝利を得ることを意味す。若し、對手は、其意氣に於て、其術に於て、或は、其他の點に於て、我と懸隔すること甚しき場合は、白兵戦に至らずとも、最後の決を見るならんれども、少くとも、彼我勢同じき場合に於ては、白兵戦に至るべきは、蓋し、自然の數なりと云ふべし。

傳ふる所によれば、此の如き主義方法は、最近大戦争の結果に鑑み、其經驗を歸納して生じ、操典の改正を見るに至れるものなりといふ。余は、斯道専門家に非ざれば、詳に、其所由及専門的解説をなすことを得ず。又専門的説明を欲するものは、直接、斯道専門家に就て、其解釋を求むべし。余は、教育的に、之を考察せんと欲す。

心理的に見れば、攻撃精神を以てすとは、至誠を基として、活動する、意志の

質強固に、其量大に、持久力に富むの精神状態に外ならず。操典綱領第四の「勝敗將に岐れんとし、戦闘慘酷を極むる時、敵も味方も、同一苦境にあり、……毅然として、之に耐へ、奮然として邁かば、遂に、敵をして、抵抗斷念せしむるに至るものとす」とあるは、持久耐忍、邁進の、意志活動状態を云へるに外ならざるなり。

更に、教育的に、之を見んか。教育者は、忠君愛國の至誠を有し、獻身殉國の大節を持せざるべからず。又時勢は、奮闘的人物を要するが故に、教育は、斯種の人物を養成することを期せざるべからず。綱領第四に曰く、「攻撃精神は、忠君愛國の至誠と、獻身殉國の大節とより發する軍人精神の精華なり」と。今、「軍人精神」の語を、教育者精神に換ふとも、國民教育の要求より見、又適當なりと信ず。果して、しからんか。攻撃精神は、獨り、軍人の占有すべきものに非ずして、教育者の精神、寧ろ、廣く、現代國民の有せざるべからざる精神なりと云ふべし。

綱領第二の白兵主義は、終局まで、實行するの謂なり。銃砲の威力、能く、敵

を防ぎ、敵を威嚇し、敵を亡ぼすことを得ざるに非ずと雖ども、敵猛烈にして、砲火を意とせざるものあらば、遂に、白兵戦に至るは自然の勢なり。此際、能く、敵を制するに足るものは、勇邁、持久、敢爲、奮闘の意力にあり。而して、此の如きは、獨り、戦争のみに止らず、平和の競争に於ても、しかりとす。最後の勝利は、強烈なる意力を持ち、最後迄、奮闘することに因りて、之を搏することを得べし。現代、競争の激甚なる社會は、常に、白兵戦を演ずるの觀あり。（腕力の謂に非ず）能く、攻撃精神に富むもの、優勝の位置を占むるは、争ふべからざる事實なり。

斯く觀じ來れば、攻撃精神、白兵主義は、軍隊教育の問題に止らずして、又實に、國民教育の主義ならざるべからず。軍隊教育に於て、此精神を養ひ、此主義を貫徹せんがために、極力とる所の方法も亦、教育上參考する所なかるべからずと信ず。

附錄終

大正元年十一月一日印刷
大正元年十一月五日發行

定價金六拾五錢



國民教育の本領

著者 眞田幸憲

發行者 目黒甚七

印刷者 平井登

印刷所 東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社分工場

發行所

東京市京橋區南傳馬町二丁目
東京市京橋區南傳馬町一丁目(分店)
新瀧縣長岡市表四ノ町(本店)

目黒書店

(東京) 電話京橋二一六三番
振替口座二八〇九番
(分店) 電話京橋二七四九番
振替口座二三三九七番
(長岡) 電話長岡一八番
振替口座三六一九番

FI 5L-79

終